



- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 及び樹種 次のとおりとする。  
 (次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。
- 農林水産省告示第千七百七十一号  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 令和七年十一月二十六日 農林水産大臣 鈴木 憲和  
 一 保安林の所在場所 岐阜県恵那市上矢作町字大倉一〇二九の二五(次の図に示す部分に限る)、字仮供田一〇三〇の一から一〇三〇の六まで
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 及び樹種 次のとおりとする。  
 (次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。
- 農林水産省告示第千七百七十二号  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 令和七年十一月二十六日 農林水産大臣 鈴木 憲和  
 一 保安林の所在場所 茨城県猿川市門毛字長岡一七三四、一七三四の一、一七三六、一七三九、一七四〇、一七四二、字長置一七三八
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 農林水産省告示第千七百七十三号  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 令和七年十一月二十六日 農林水産大臣 鈴木 憲和  
 一 保安林の所在場所 岐阜県関市板取字大上三五八三六の一七、五八三六の四二
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。
- 農林水産省告示第千七百七十四号  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年十一月二十六日 農林水産大臣 鈴木 憲和  
 一 保安林の所在場所 岐阜県山県市大字梅原字田口四三八(次の図に示す部分に限る)
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 農林水産省告示第千七百七十五号  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 令和七年十一月二十六日 農林水産大臣 鈴木 憲和  
 一 保安林の所在場所 愛知県北設楽郡豊根村下黒川字柿嶋二五の七(次の図に示す部分に限る)、一の一、一二の二、二三の一、二三の三、二三の四、二四の一、二四の三、二五の三、二五の四
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。
- 農林水産省告示第千七百七十六号  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年十一月二十六日 農林水産大臣 鈴木 憲和  
 一 保安林の所在場所 宮崎県児湯郡西米良村大字板谷字竹之元四九五の二
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 及び樹種 次のとおりとする。  
 (次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。
- 農林水産省告示第千七百七十七号  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 令和七年十一月二十六日 農林水産大臣 鈴木 憲和  
 一 保安林の所在場所 宮崎県都城市山之口町花木字藪内二二〇・二二二の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る)、二二一、二二三の図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備



令和 7 年 11 月 26 日 水曜日

承認を受けた第一種使用規程									
遺伝子組換え生物等の種類の 名稱									在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
(改変 cp4 epbs, cry1A, I05, 改変 ct2Ab2, 改変 vjp3A, mppz5Aa1, vpb4Da2, DvSnf7, 1, 改変 cry3B1, Zea mays subsp. mays (L.) Ilis) (MON8427 × MON89034 × MIR62 × MON95275 × MON88017, OFCD UI, MON-87427-7 × MON-89034-3 × SYN-IR162-4 × MON-95275-7 × MON-8817-3) 並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ (既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)									北緯三度四十分一二秒 東経一二八度四五分五二秒 東経一二九度〇九分五二秒
遺伝子組換え生物等の第一種 使用等の内容									北緯三度四七分一一秒 東経一二八度四五分五二秒 東経一二九度〇九分五二秒
遺伝子組換え生物等の第一種 使用等の方法									北緯三度四七分一一秒 東経一二八度四五分五二秒 東経一二九度〇九分五二秒
○国土交通省告示第十一十五号									
次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。									
その関係図面は、令和七年十一月二十六日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。									
令和七年十一月二十六日									
路線名 供用開始の区間 供用開始の期日									
近畿自動車道 愛知県海部郡蟹江町大字西之森字談合田六三番一から同名古屋龜山隧道 県海部郡蟹江町大字新田字東中瀬三八番三まで									
津島市鹿伏兎町字碑田一番一から同市鹿伏兎町西永和三一									
まで 愛西市大井町石池三九六番から同市西條町相之江四番五									
番一まで 弥富市西中地町五右七三番一から同市西中地町五右二一									
○防衛省告示第二百六十一号									
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。									
令和七年十一月二十六日 防衛大臣 小泉進次郎									
日時 令和七年十二月一日から同月三日（予備、同月四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで									
区域 津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間									
実施艦 自衛艦九隻									
一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。									
その他									
○防衛省告示第二百六十一号									
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。									
令和七年十一月二十六日 防衛大臣 小泉進次郎									
日時 令和七年十二月一日から同月三日（予備、同月四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで									
区域 津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経二三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間									
実施艦 自衛艦九隻									
一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。									
その他									
○防衛省告示第二百六十一号									
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。									
令和七年十一月二十六日 防衛大臣 小泉進次郎									
日時 令和七年十二月一日から同月三日（予備、同月四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで									
区域 津軽海峡南方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経二三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間									
実施艦 自衛艦九隻									
一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。									
その他									
○防衛省告示第二百六十一号									
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。									
令和七年十一月二十六日 防衛大臣 小泉進次郎									
日時 令和七年十二月一日から同月三日（予備、同月四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで									
区域 津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間									
実施艦 自衛艦九隻									
一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。									
その他									
○防衛省告示第二百六十一号									
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。									
令和七年十一月二十六日 防衛大臣 小泉進次郎									
日時 令和七年十二月一日から同月三日（予備、同月四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで									
区域 津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経二三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間									
実施艦 自衛艦九隻									
一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。									
その他									
○防衛省告示第二百六十一号									
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。									
令和七年十一月二十六日 防衛大臣 小泉進次郎									
日時 令和七年十二月一日から同月三日（予備、同月四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで									
区域 津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間									
実施艦 自衛艦九隻									
一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。									
その他									
○防衛省告示第二百六十一号									
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。									
令和七年十一月二十六日 防衛大臣 小泉進次郎									
日時 令和七年十二月一日から同月三日（予備、同月四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで									
区域 津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経二三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間									
実施艦 自衛艦九隻									
一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。									
その他									
○防衛省告示第二百六十一号									
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。									
令和七年十一月二十六日 防衛大臣 小泉進次郎									
日時 令和七年十二月一日から同月三日（予備、同月四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで									
区域 津軽海峡東方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経二三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十五海里の内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間									
実施艦 自衛艦九隻									
一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。									
その他									
○防衛省告示第二百六十一号									
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。									
令和七年十一月二十六日 防衛大臣 小泉進次郎									
日時 令和七年十二月一日から同月三日（予備、同月四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで									
区域 津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経二三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間									
実施艦 自衛艦九隻									
一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。									
その他									
○防衛省告示第二百六十一号									
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。									
令和七年十一月二十六日 防衛大臣 小泉進次郎									
日時 令和七年十二月一日から同月三日（予備、同月四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで									



科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国  
立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特  
定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術  
育成プログラム）に関する報告書及び同報告書  
に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国  
立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特  
定公募型研究開発業務（創発的研究）に関する  
報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国  
立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特  
定公募型研究開発業務（創発的研究）に関する  
報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国  
立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特  
定公募型研究開発業務（先端国際共同研究推進  
基金）に関する報告書及び同報告書に付する文  
部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国  
立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特  
定公募型研究開発業務（地域中核・特色ある研究大学  
型研究開発業務）に関する報告書及び同報告書に  
付する文部科学大臣の意見

独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二  
項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会  
令和六年度学術研究助成業務に関する報告書及  
び同報告書に付する文部科学大臣の意見

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十  
一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本ス  
ポーツ振興センター令和六年度スポーツ振興投  
票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告  
書に付する文部科学大臣の意見

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の五第二項の規定に基づく独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和六年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見又同日内閣を経由して厚生労働大臣上野賢一郎から、次の報告書を受領した。

経済策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所令和六年度安定供給確保支援独立行政法人人基金（抗菌薬原薬国产化支援基金）に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する厚生労働大臣の意見又同日内閣を経由して農林水産大臣鈴木憲和から、次の報告書を受領した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及び同報告書に付する農林水産大臣の意見又同日内閣を経由して内閣総理大臣高市早苗及び農林水産大臣鈴木憲和から、次の報告書を受領した。

経済策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第三十四条第九項の規定に基づく一般財團法人肥料経済研究所令和六年度安定供給確保支援法人基金（肥料原料備蓄対策事業基金）に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣及び農林水産大臣の意見又同日内閣を経由して経済産業大臣赤澤亮正から、次の報告書を受領した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ボストン5G情報通信システム基盤強化研究開発）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国  
立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開  
発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（経  
済安全保障重要技術育成プログラム基金事業）  
に関する報告書及び同報告書に付する経済産業  
大臣の意見

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開  
発機構法第十六条の五第二項の規定に基づく國  
立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開  
発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（  
（データープロセス・スタートアップ支援基金事  
業）に関する報告書及び同報告書に付する経済  
産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する  
法律第二十七条の三第二項の規定に基づく國  
立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開  
発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ハ  
イオモのづくり革命推進事業）に関する報告書  
及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

経済施策を一體的に講ずることによる安全保障  
の確保の推進に関する法律第四十三条第二項に  
おいて準用する同法第三十四条第九項の規定に  
基づく國立研究開発法人新エネルギー・産業技  
術総合開発機構令和六年度安定供給確保支援基  
金事業に関する報告書及び同報告書に付する経  
済産業大臣の意見

卷之三

參議院

**答弁書受領**  
た。  
十一月二十一日内閣から次の答弁書を受領し

法等の一部を改正する法律案（内閣提出）  
第四 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（第二百十八回国会、重徳和彥等十名提出）

答弁書受領  
参議院  
十一月二十一日内閣から次の答弁書を受領し  
た。

午後一時開議  
第一　ストーカー行為等の規制等に關する法律  
　　の一部を改正する法律案（内閣提出）  
第二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保  
護等に關する法律の一一部を改正する法律案

議事日程  
十一月二十五日の議事日程は次のとおり。

経済策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第一項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和六年度重要鉱物に係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見  
又同日内閣を経由して防衛大臣小泉進次郎から、次の報告書を受領した。



また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、  
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する  
法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立  
研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
令和六年度特定公募型研究開発業務（バイオもの  
づくり革命推進事業）に関する報告書及びこれに  
付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、  
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の  
確保の推進に関する法律第四十三条第二項におい  
て準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開  
発機構令和六年度安定供給確保支援基金事業に関  
する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領  
した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、  
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の  
確保の推進に関する法律第四十三条第二項におい  
て準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく  
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和  
六年度可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基  
金事業に関する報告書及びこれに付する同大臣の  
意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、  
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の  
確保の推進に関する法律第四十三条第二項におい  
て準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく  
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和  
六年度可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基  
金事業に関する報告書及びこれに付する同大臣の  
意見を受領した。

また、同日内閣を経由して防衛大臣から、防衛  
省が調達する装備品等の開発及び生産のための基  
盤の強化に関する法律第十八条第九項の規定に基  
づく公益財團法人防衛基盤整備協会令和六年度防  
衛装備移転円滑化基金に係る業務に関する報告書  
及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

## 人事異動

### 最高裁判所

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事・守下実

仙台地方裁判所判事に補する仙台地方裁判所判事長を命ずる

仙台簡易裁判所判事に補する判事兼簡易裁判所判事

東京地方裁判所判事に補する司法研修所教官に充てる

東京簡易裁判所判事に補する東京簡易裁判所判事

川崎簡易裁判所判事に補する簡易裁判所判事兼判事

横浜家庭裁判所川崎支部勤務を命ずる横浜家庭裁判所川崎支部勤務を命ずる

横浜地方裁判所川崎支部勤務を命ずる横浜地方裁判所川崎支部勤務を命ずる

横浜簡易裁判所川崎支部勤務を命ずる横浜簡易裁判所川崎支部勤務を命ずる

松本圭史 松本圭史 松本圭史

榎井英夫 榎井英夫 榎井英夫

横浜家庭裁判所川崎支部勤務を命ずる横浜家庭裁判所川崎支部勤務を命ずる

横浜地方裁判所川崎支部勤務を命ずる横浜地方裁判所川崎支部勤務を命ずる

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事に補する

千葉地方裁判所判事に補する千葉地方裁判所判事に補する

遠藤恭弘 遠藤恭弘 遠藤恭弘

横浜家庭裁判所川崎支部勤務を命ずる横浜家庭裁判所川崎支部勤務を命ずる

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事に補する

佐藤弘規 佐藤弘規 佐藤弘規

(五) 占用を制限する理由

(六) 占用の制限の開始の期日

(七) 国面縦覧場所

法務省告示配第百四十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、

これを許可する。

令和七年十一月二十六日

法務大臣 平口洋

住所 千葉市中央区

呂春江 平成11年10月23日生

住所 神戸市西区

ジョン・ホアン・フアン 平成11年8月28日生

住所 長野県安曇野市

陳夢濤 平成7年4月29日生

住所 東京都中央区

朴加代子 昭和23年9月13日生

住所 東京都龍城市

鄭海善 昭和51年1月16日生

住所 川崎市中原区

劉智勲 平成19年5月14日生

住所 千葉県柏市

敬沙鷗 昭和43年4月5日生

住所 静岡県御殿場市

クリガマダ・サハシ・イマーシャ・ペレーラ

住所 平成7年7月26日生

住所 東京都練馬区

周彦伸 昭和61年11月25日生

住所 奈良県吉野郡下北山村

鍾子微 平成15年9月28日生

住所 鎮子美 平成18年1月4日生

### 官 告 事 項

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定する」ととしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十六日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十六日

関東地方整備局長 橋本雅道

(一) 路線の種類 一般国道

(二) 路線の種類 一般国道

(三) 占用を制限する区域

備考

宇都宮市下平出町二九五四番二から同市下平出町字台内六六一番九まで

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保する事ができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

令和七年十一月二十七日

## 官 告 報

令和7年11月

住所 名古屋市天白区  
王蕾 昭和59年5月15日生

住所 愛知県岡崎市  
趙天驕 昭和62年6月3日生

住所 三重県伊勢市  
イランガンティラカ・ムディヤンセラゲ・ドゥルシャニ・マドゥワンティカ・クマリ・イラン  
ガントイラカ 平成7年6月8日生

住所 千葉県柏市  
田順花 昭和55年4月26日生

住所 長野県東御市  
エムディー・タンギル・マハムド 昭和62年1月9日生

住所 東京都品川区  
範佳穎 平成8年11月10日生

住所 横浜市南区  
許祐瑄 平成7年3月8日生

住所 埼玉県川越市  
エムディ・レザウル・カリム 平成3年11月2日生

住所 東京都江東区  
松岡妙 昭和47年11月1日生

住所 東京都江戸川区  
松岡貴広 昭和52年7月16日生

住所 三重県桑名市  
金隆文 昭和38年2月10日生  
金陽子 昭和45年6月15日生  
金孟 平成24年10月12日生

住所 福岡県久留米市  
プラビン・タバ 平成7年11月24日生

住所 札幌市豊平区  
キーラガラ・アーラッチラーゲ・タヌージヤ・ディネーシ・キーラガラ・アーラッチ 平成2年6月5日生

住所 札幌市豊平区  
ジャラトゲ・ドン・ラキト・ラヴィサラ・グナセカラ 平成5年2月15日生

住所 東京都八王子市  
メリジェーン・バネス・アボガル 平成5年6月9日生

住所 京都市伏見区  
閻莎莎 平成2年4月23日生  
趙知閑 令和5年3月10日生

住所 福岡県宗像市  
サントシュ・クマル・ヤダブ 平成8年8月1日生  
サニッシュ・ヤダブ 令和3年9月15日生  
ニテシユ・ヤダブ 令和5年2月20日生

住所 東京都町田市  
カシディット・ラッタナ・ワオン 昭和63年3月18日生

住所 千葉県我孫子市  
タラ・マラシニ・ポクレル 平成3年7月20日生  
住所 東京都江東区  
丁爽 平成6年11月29日生  
住所 神戸市灘区  
李冬 昭和51年2月8日生  
劉思同 平成19年11月1日生  
住所 富山市  
ジェイジニアーネ・ササキ 平成元年3月11日生  
ジェシカ・ナミ・オザキ 平成19年5月25日生  
住所 東京都板橋区  
魏琪 昭和55年10月30日生  
劉思源 平成21年3月25日生  
劉思雯 平成23年10月23日生  
劉思雅 平成23年10月23日生  
住所 東京都世田谷区  
ザーラツル・アマナ 平成7年2月11日生  
住所 名古屋市中川区  
王亞莉 平成9年10月8日生  
住所 愛知県大府市  
龐茜 平成13年9月27日生  
住所 德島市  
周伶海 平成11年10月2日生  
住所 長崎県大村市  
アガタ・リエ・ミアザト 平成12年4月2日生  
住所 大分県宇佐市  
曹德斌 平成18年3月31日生  
住所 大分県竹田市  
コンスエロ・マドラゾ・カブガソン 昭和42年  
10月8日生  
住所 東京都江戸川区  
リヤ・ファートヤル 平成14年5月31日生  
住所 東京都世田谷区  
趙雲輝 昭和39年4月26日生  
住所 福島県郡山市  
姜・ジイン 平成7年4月25日生  
住所 三重県伊勢市  
シーマンネール・パティラナゲ・チャトウリ・  
カルバニ 昭和59年8月21日生  
住所 大阪府岸和田市  
趙秀一 昭和59年9月30日生  
趙浩二 昭和62年6月15日生  
住所 横浜市緑区  
趙侑子 昭和61年2月18日生  
住所 東京都足立区  
林章 昭和59年7月13日生  
林佑哲 平成23年5月30日生  
林佑涵 平成25年1月11日生  
林佑祥 平成29年5月24日生

# 公 告

諸書一百

## 大井口土地改良区の定款変更 の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項、第124条及び第136条の4の規定に基づき、茨城県及び栃木県の区域の一部を地区とし、茨城県筑西市に事務所を有する大井口土地改良区から申請のあった定款変更は、令和7年11月4日認可したので、同法第30条第3項、第124条及び第136条の4の規定に基づき公告する。

令和7年11月26日

關東農政局長 菅家 秀人

登錄政治資金監查人登錄公生

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）  
金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

政治資金適正化委員会委員長 野々上 尚

氏高橋繁孝原吉時國東金山上下谷佐土北濱米山和俊伸仲真和俊一裕大繁

(業務上の呼称 鈴木 真美)

登錄政治資金監查人登錄抹消公生

政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監督人の登録を抹消した旨を次のとおり公表する。

政治資金適正化委員会委員長 野々上 尚

登録番号  
一〇九五三三四四五一  
一八八三九三三九三七  
一九四七砂木関本川子  
一九四九下野井源八郎  
一九五〇高井下野也貢  
一九五一年五月一七七  
一九五四年九月一七七  
一九五五年四月一七七  
一九五六年二月一七七  
一九五七年一月一七七  
一九五八年七月一七七  
一九五九年一月一七七  
一九六〇年七月一七七

政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号  
本人からのお申請



**令和7年(家)第1099号**  
愛知県半田市東洋町2丁目1番地  
申立人 半田市長 久世 孝宏  
本籍愛知県半田市白山町5丁目212番地8、  
最後の住所愛知県半田市白山町5丁目212番  
地の8、死亡の場所愛知県半田市、死亡年月  
日推定令和7年1月13日、出生の場所愛知県  
名古屋市瑞穂区、出生年月日昭和31年9月24  
日、職業不詳  
被相続人 亡 佐々木秀美  
愛知県大府市若草町4丁目306番地 アラタ  
ビル301 若草法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 河西 長哉  
催告期間満了日 令和8年6月1日  
名古屋家庭裁判所半田支部

**令和7年(家)第2164号**  
愛知県豊橋市東小浜町67番地  
申立人 芳賀 算敬  
本籍愛知県田原市田原町本町52番地、最後の  
住所愛知県田原市田原町本町41番地、死亡の  
場所愛知県豊橋市、死亡年月日令和6年5月  
13日、出生の場所愛知県碧海郡依佐美村、出  
生年月日昭和7年1月10日、職業取締役  
被相続人 亡 内柴 淑子  
愛知県豊橋市駅前大通2丁目81番地 e m C  
AMPUS EAST 407E 豊橋まちなか法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 藤本 佳大  
催告期間満了日 令和8年5月30日  
名古屋家庭裁判所豊橋支部

**令和7年(家)第2022号**  
山形県新庄市本町3番48号  
申立人 石川 義助  
本籍山形県最上郡金山町大字金山323番地1、  
最後の住所山形県最上郡金山町大字金山427  
番地、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日  
令和6年8月10日、出生の場所山形県新庄市、  
出生年月日昭和49年11月5日、職業不詳  
被相続人 亡 岸 倫一郎  
事務所山形県新庄市住吉町3番12号新田法律  
事務所  
相続財産清算人 弁護士 新田裕一郎  
催告期間満了日 令和8年5月28日  
山形家庭裁判所新庄支部

**令和7年(家)第6053号**  
東京都豊島区西池袋3丁目33-24  
申立人 アポロマンション管理組合  
本籍東京都豊島区西池袋3丁目1278番地、最  
後の住所群馬県桐生市宮本町1丁目12番38号  
シニアの杜・桐生、死亡の場所群馬県前橋市、  
死亡年月日令和5年2月27日、出生の場所東  
京都目黒区、出生年月日昭和29年12月25日、  
職業不明  
被相続人 亡 松本 桂  
事務所群馬県前橋市天川原町1-7-5 寺  
澤ハイツ101号室 柳澤法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 柳澤 和良  
催告期間満了日 令和8年5月31日  
前橋家庭裁判所桐生支部

**令和7年(家)第460号**  
東京都北区赤羽南1丁目19番4-1102号  
申立人 肥土伊知郎  
本籍埼玉県秩父市下吉田3786番地、最後の住  
所埼玉県秩父市下吉田3860番地、死亡の場所  
埼玉県秩父市、死亡年月日令和3年10月27日、  
出生の場所埼玉県秩父郡吉田町、出生年月日  
昭和5年1月27日、職業無職  
被相続人 亡 肥土 豊  
埼玉県熊谷市筑波1丁目56番地1 ワンチス  
クエアビル2階 丸田・白石法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 白石 哲史  
催告期間満了日 令和8年5月30日  
さいたま家庭裁判所秩父支部

**公示催告**  
次の申立人から別紙目録記載の権利について公  
示催告の申立てがあったので、その権利者は、下  
記権利の届出の終期までに、当裁判所に権利を届  
け出してください。もしこの終期までに権利の届出  
がない場合には、その権利が失権することがあります。

**令和7年(家)第1号**  
愛知県稻沢市治郎丸郷前町10番地 シェル  
モール国府宮201 (登記記録上の住所清須市  
春日天神176番地)  
申立人 神牟禮喜美  
愛知県一宮市大和町北高井字北重田1565-3  
(登記記録上の住所稻沢市治郎丸郷前町10番  
地)  
申立人 神牟禮童兒  
上記2名代理人弁護士 森 隆行  
権利の届出の終期 令和8年3月2日  
令和7年11月7日 一宮簡易裁判所

**(別紙) 目録**  
(1)建物 一棟の建物の表示 稲沢市治郎丸郷前町  
10番地 シェルモール国府宮 鉄筋コン  
クリート造ルーフィングぶき8階建  
1階 343.83平方メートル  
2階 312.05平方メートル  
3階 312.05平方メートル  
4階 312.05平方メートル  
5階 312.05平方メートル  
6階 312.05平方メートル  
7階 312.05平方メートル  
8階 190.45平方メートル  
敷地権の目的である土地の表示 符号1 稲沢  
市治郎丸郷前町10番 宅地 912.37平方メート  
ル  
専有部分の建物の表示 治郎丸郷前町10番の  
201 201号 居宅 鉄筋コンクリート造1階建  
2階部分 72.33平方メートル  
敷地権の表示 符号1 所有权 19万9714分の  
7529  
(2)登記年月日番号 名古屋法務局一宮支局平成21  
年10月23日受付第31305号  
(3)登記した権利の内容  
登記の目的 根抵当権設定  
原因 平成21年10月23日設定  
極度額 金500万円  
債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形割引取引  
保証取引 保証委託取引 立替  
払委託取引 貸貸借取引 売買取  
引 手形債権 小切手債権  
債務者 清須市春日天神176番地  
神牟禮喜美  
根抵当権者 春日井市篠木町5丁目24番地1  
荒木 康之

**失踪に関する届出の催告**  
次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立て  
があったので、不在者は、届出期間満了の日までに  
当裁判所に生存の届出をしてください。届出が  
ないときは、失踪宣告を受けることになります。  
また、不在者の生死を知る者は、同日までにその  
旨当裁判所に届け出してください。

**令和7年(家)第72号**  
栃木県足利市福富町885番地1  
申立人 木村みずえ  
本籍栃木県足利市梁田町493番地2、従来の  
住所栃木県足利市梁田町493番地1  
不在者 蛭川 一雄  
昭和18年8月13日生  
届出期間満了日 令和8年3月16日  
宇都宮家庭裁判所足利支部

**令和7年(家)第2481号**  
埼玉県川越市新宿町6丁目29番地12  
申立人 岡安 昌実  
本籍不明、最後の住所横浜市中区翁町1丁目  
1番地1 ロイヤル閣内401号室  
不在者 河村 基成  
昭和25年1月13日生  
届出期間満了日 令和8年3月6日  
横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第1348号**  
広島県尾道市久山田町489番地  
申立人 三島 正子  
本籍広島県尾道市久山田町488番地、最後の  
住所名古屋市天白区植田西3丁目1108番地  
サンコーコーポ藤井102号  
不在者 三島美由紀  
昭和52年4月1日生  
届出期間満了日 令和8年3月18日  
名古屋家庭裁判所

**令和7年(家)第1724号**  
名古屋市南区内田橋1丁目3番3号  
申立人 藤本 哲夫  
本籍名古屋市南区内田橋1丁目702番地、最  
後の住所名古屋市南区内田橋1丁目3番3号  
不在者 藤本 美鈴  
昭和21年2月25日生  
届出期間満了日 令和8年3月18日  
名古屋家庭裁判所

**令和7年(家)第362号**  
高知県高知市城見町4番13号高知記念病院  
申立人 松本 正富  
本籍高知県安芸郡芸西村西分甲5082番地95、  
最後の住所兵庫県多可郡中町中村町381番地  
(現在の兵庫県多可郡多可町中村町381  
番地)  
不在者 松本 友江  
昭和10年3月26日生  
届出期間満了日 令和8年3月7日  
神戸家庭裁判所社支部

**令和7年(家)第51号**  
沖縄県うるま市字塩屋330番地  
申立人 大城 強  
本籍沖縄県うるま市字塩屋330番地、最後の  
住所アメリカ合衆国ハワイ州以下不詳  
不在者 大城 朝樽  
昭和13年8月25日生  
届出期間満了日 令和8年3月19日  
那覇家庭裁判所沖縄支部

**令和7年(家)第647号**  
 神奈川県川崎市川崎区港町2丁目9番305号  
 申立人 成田 大介  
 本籍青森県青森市大字安田字近野256番地13、  
 最後の住所埼玉県戸田市笛子8丁目14番地の  
 24マロンハイツ102号室  
 不在者 成田 文雄  
 昭和25年3月22日生  
 届出期間満了日 令和8年3月16日  
 さいたま家庭裁判所

**令和7年(家)第246号**  
 熊本県熊本市南区鷺町1丁目2番11号  
 申立人 川畑 俊満  
 本籍長崎県南松浦郡新上五島町続浜ノ浦郷  
 558番地、最後の住所千葉県市川市香取2丁  
 目5番18号コーポユミ210号  
 不在者 川畑 千俊  
 昭和25年4月6日生  
 届出期間満了日 令和7年3月14日  
 千葉家庭裁判所市川出張所

**令和7年(家)第3908号**  
 東京都西東京市中町5丁目14番10号  
 申立人 長野 達也  
 本籍東京都中央区銀座3丁目11番地、最後の  
 住所東京都杉並区高円寺南2丁目31番2号  
 不在者 長野 征子  
 昭和13年1月9日生  
 届出期間満了日 令和8年3月10日  
 東京家庭裁判所

**令和7年(家)第1879号**  
 神奈川県相模原市中央区田名5828番地9  
 申立人 竹尾 誠治  
 本籍神奈川県横浜市泉区中田北2丁目2042番  
 地、最後の住所横浜市泉区中田南1丁目12番  
 20号サンハイツ101号室  
 不在者 竹尾 正弘  
 昭和29年12月28日生  
 届出期間満了日 令和8年3月19日  
 横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第2233号**  
 東京都世田谷区代田4丁目20番12号  
 申立人 桃原 廣昭  
 本籍神奈川県川崎市幸区幸町3丁目9番地、  
 最後の住所横浜市鶴見区鶴見中央4丁目25番  
 10号豊ビル3F  
 不在者 桃原広太郎  
 昭和51年3月20日生  
 届出期間満了日 令和8年3月16日  
 横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第834号**  
 広島市安佐南区八木9丁目3番14号  
 申立人 熊本かなえ  
 本籍広島県広島市安佐南区八木9丁目981番  
 地、最後の住所アメリカ合衆国コロラド州メ  
 サ郡グランド・ジャンクション ルート4  
 不在者 熊本 作一  
 明治16年8月1日生  
 届出期間満了日 令和8年3月2日  
 広島家庭裁判所

**失踪宣告**

**令和7年(家)第1020号**  
 本籍北海道登別市新生町3丁目13番地1、最  
 後の住所北海道登別市新生町3丁目13番地1  
 千代の台団地 T9-2-2  
 不在者 高橋 敏夫  
 昭和8年4月9日生  
 令和7年11月5日失踪宣告審判確定  
 札幌家庭裁判所室蘭支部裁判所書記官

**令和6年(家)第42号**  
 本籍宮城県柴田郡大河原町字南桜町6番地  
 15、最後の住所アメリカ合衆国ニューヨーク  
 市(従来の住所宮城県柴田郡大河原町字南桜  
 町6-15)  
 不在者 古山 剛  
 昭和45年2月5日生  
 令和7年11月8日失踪宣告審判確定  
 仙台家庭裁判所大河原支部裁判所書記官

**令和6年(家)第8414号**  
 本籍東京都葛飾区東立石4丁目156番地、最  
 後の住所東京都足立区青井3丁目10番1号  
 不在者 山田 宏  
 昭和6年9月9日生  
 令和7年11月7日失踪宣告審判確定  
 東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第1166号**  
 本籍千葉県八千代市大和田新田312番地41、  
 最後の住所千葉県八千代市大和田新田312番  
 地41  
 不在者 内山 武男  
 昭和12年1月14日生  
 令和7年11月5日失踪宣告審判確定  
 千葉家庭裁判所裁判所書記官

**失踪宣言取消**

**令和7年(家)第579号**  
 本籍兵庫県川西市南花屋敷4丁目253番地4、  
 住所愛知県碧南市金山町3丁目70番地1-1  
 ルーム金山105号  
 申立人(失踪者) 平井 正博  
 昭和44年5月22日生  
 令和7年11月7日失踪宣言取消審判確定  
 名古屋家庭裁判所岡崎支部裁判所書記官

**除権決定**

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

**令和7年(家)第1号**  
 愛媛県新居浜市宮原町6番20号  
 申立人 政木 隆佳  
 権利の届出の終期 令和7年10月1日  
 令和7年10月17日 松山簡易裁判所  
 (別紙) 目録  
 (1)土地 上浮穴郡久万高原町中津字久主4360番  
 宅地 723.17平方メートル  
 (2)登記年月日番号 松山地方法務局砥部出張所明  
 治33年3月10日受付第1088号  
 (3)登記した権利の内容  
 登記の目的 土地上権設定  
 原因 明治33年2月10日付契約証書  
 目的 建物所有  
 存続期間 明治33年2月から明治63年1月迄30  
 年間  
 地代 米年2斗  
 支払期 每年12月20日

地上権者 上浮穴郡中津村大字久主15番戸  
 亀井 茲武

**破産手続開始**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続  
 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び  
 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ  
 の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(フ)第887号**

千葉県我孫子市つくし野6丁目6番7号  
 債務者 株式会社ゴダイ  
 代表者代表取締役 羽賀 祐貴  
 1 決定年月日時 令和7年11月6日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 島野由夏里  
 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
 取・計算報告の期日 令和8年2月18日午後1  
 時30分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第904号**

千葉県柏市豊四季945番地16コーポ花木一  
 303号  
 債務者 c o c o c h i l 合同会社  
 代表者代表社員 渡邊 一貴  
 1 決定年月日時 令和7年11月6日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 田中 晋  
 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
 取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前10  
 時40分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第134号**

栃木県佐野市赤見町3912番地3  
 債務者 株式会社 H Y G A R A G E  
 代表者代表取締役 山根 久弥  
 1 決定年月日時 令和7年11月12日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 飯塚 文子  
 4 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
 取・計算報告の期日 令和8年2月13日午前10  
 時

宇都宮地方裁判所足利支部

**令和7年(フ)第225号**

三重県津市藤方1909番地の1  
 債務者 有限会社梅田  
 代表者代表取締役 梅田 元保  
 1 決定年月日時 令和7年11月14日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 庄山 哲也  
 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
 取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前10  
 時15分

津地方裁判所破産係

<b>令和7年(フ)第1298号</b>	仙台市青葉区国分町3丁目1番3号 債務者 株式会社G C—L a b 代表者代表取締役 佐々木 康 1 決定年月日時 令和7年11月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小園 彰 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午前11時35分 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和7年(フ)第687号</b>	静岡県島田市島244番地の3 債務者 有限会社永工建築 代表者取締役 永田 賢一 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松村 幸亮 4 破産債権の届出期間 令和7年12月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午前10時 静岡地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第310号</b>	茨城県水戸市宮町1丁目9番8-403号レーベンハイム水戸プレミアガーデン 債務者 株式会社T i e r r a 代表者代表取締役 黒羽 哲哉 1 決定年月日時 令和7年11月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木名瀬修一 4 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午後1時30分 水戸地方裁判所
<b>令和7年(フ)第585号</b>	相模原市中央区南橋本1-8-9、登記記録上の本店所在地長野県小諸市大字耳取1473番地1 債務者 株式会社東京洗染 代表者代表取締役 山崎 誠 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 末広多親子

<b>令和7年(フ)第204号</b>	横浜地方裁判所相模原支部 新潟県十日町市高田町2丁目100番地54 債務者 株式会社小林商事 代表者代表取締役 小林 俊明 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 晃久 4 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日午後1時30分 新潟地方裁判所長岡支部破産係
<b>令和7年(フ)第57号</b>	愛媛県今治市別宮町1丁目1番地6 債務者 有限会社中村真珠 仮取締役 佐々木達耶 1 決定年月日時 令和7年11月13日午後4時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢野 真之 4 破産債権の届出期間 令和8年2月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前11時30分 松山地方裁判所今治支部
<b>令和7年(フ)第240号</b>	兵庫県明石市西新町2-1-10明石グレースアーケード 債務者 株式会社M o b i l i t y P a r t (旧商号株式会社三協パーツ商会) 代表者代表取締役 原田 仁史 1 決定年月日時 令和7年11月13日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久米 知之 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午後1時50分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
<b>令和7年(フ)第1749号</b>	福岡県春日市惣利2丁目10番A、旧本店所在地福岡県春日市春日7丁目4番地ユーハイム春日レイクサイド604号 債務者 株式会社I C—C O N N E C T 代表者代表取締役 萩 潔 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川 佳宣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前10時30分 神戸地方裁判所明石支部破産係
<b>令和7年(フ)第1968号</b>	福岡市博多区麦野1丁目30番17号 債務者 有限会社プライムステージ 代表者取締役 坪井真奈美 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 栄治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前11時30分 福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第92号

兵庫県西脇市黒田庄町岡1079番地の24

債務者 有限会社吉田建材

代表者 代表取締役 吉田 聰

- 1 決定年月日時 令和7年11月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横山 英一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前10時40分  
神戸地方裁判所社支部

## 令和7年(フ)第1316号

宮城県多賀城市東田中2丁目2番3号ー1B

債務者 株式会社ベターリビング

代表者 代表取締役 星 和樹

- 1 決定年月日時 令和7年11月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋本 琢朗
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午後2時10分  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第393号

滋賀県草津市野路1丁目16番1ー1401号 アメニティ南草津Ⅲ

債務者 株式会社豆の和

代表者 代表取締役 武田 典晃

- 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒田 啓介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日午前10時30分  
大津地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第224号

長野県松本市野溝西1丁目6ー29のみぞビル

2階

債務者 株式会社未来工房

代表者 代表取締役 比田井孝文

- 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池内 好史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午後1時45分  
長野地方裁判所松本支部

## 令和7年(フ)第5597号

大阪府摂津市鳥飼本町1丁目7番21号

債務者 株式会社クラヤ

代表者 代表取締役 倉尾 弘一

- 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐々木清一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後2時40分  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第2143号

福岡市中央区警固2丁目19番13号4F

債務者 Wiリゾート株式会社

代表者 代表取締役 渡邊 将太

- 1 決定年月日時 令和7年11月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 桑野 貴充
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午前10時  
福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第2144号

福岡市中央区警固2丁目19番13号4F

債務者 株式会社アライズワン

代表者 代表取締役 渡邊 将太

- 1 決定年月日時 令和7年11月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 桑野 貴充
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午前10時  
福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第550号

兵庫県加古川市加古川町友沢398番地の1、従前の本店所在地兵庫県加古川市平岡町新在家1丁目262番地9号

債務者 株式会社Jericcho

代表者 代表取締役 片山 洋行

- 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 門脇 史尚
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午後3時  
神戸地方裁判所姫路支部

## 令和7年(フ)第351号

群馬県伊勢崎市上泉町258番地

債務者 株式会社コラボレーション

代表者 代表取締役 山崎 健一

- 1 決定年月日時 令和7年11月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 猿谷 直樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午前11時  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

## 令和7年(フ)第118号

宮崎県都城市上長飯町54番地4

債務者 ロイヤルサジェスト株式会社

代表取締役 橋口 二郎

- 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後1時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
  - 3 破産管財人 弁護士 大塚 幸治
- 宮崎地方裁判所都城支部

## 令和7年(フ)第119号

宮崎県都城市上長飯町54番地4

債務者 株式会社日本アクアエンジニアリング

宮崎

代表取締役 橋口 二郎

- 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後1時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
  - 3 破産管財人 弁護士 大塚 幸治
- 宮崎地方裁判所都城支部

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

## 令和7年(フ)第618号

神奈川県小田原市本町1丁目9番46ー304号

フィオーレ三の丸

債務者 大谷伊佐男

- 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後3時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
  - 3 破産管財人 弁護士 山崎 夏彦
  - 4 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで
  - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前11時30分
  - 6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
- 横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和7年(フ)第14号

千葉県香取市山之辺234番地6

債務者 根本 大司

- 1 決定年月日時 令和7年11月13日午後5時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
  - 3 破産管財人 弁護士 松田 和哲
  - 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで
  - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前11時
  - 6 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで
- 千葉地方裁判所佐原支部

## 令和7年(フ)第2714号

横浜市保土ケ谷区星川1丁目9番10号 杉山アパート202

債務者 星 利男

- 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後4時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
  - 3 破産管財人 弁護士 辻居 弘平
  - 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで
  - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月4日午後3時
  - 6 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
- 横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第1983号

東京都八王子市大横町13番1号みなみビル302号

債務者 大竹 夏海

- 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後5時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
  - 3 破産管財人 弁護士 近藤わかな
  - 4 破産債権の届出期間 令和7年12月17日まで
  - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月29日午前10時30分
  - 6 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
- 東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第37号

長野県南佐久郡川上村大字居倉1388番地

債務者 原 孝幸

- 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後4時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
  - 3 破産管財人 弁護士 今井 智恵
  - 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで
  - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月16日午前11時
  - 6 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで
- 長野地方裁判所佐久支部

## 令和7年(フ)第281号

愛知県稻沢市平和町須ヶ脇809番地

債務者 伊藤 梨香

- 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後4時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
  - 3 破産管財人 弁護士 秋田 智弘
  - 4 破産債権の届出期間 令和7年12月18日まで
  - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月18日午前11時15分
  - 6 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで
- 名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第1637号 東京都東久留米市学園町2丁目16番3号オーナークス学園町105 債務者 田中 肇 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菅谷 貴子 4 破産債権の届出期間 令和7年12月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月6日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月11日午後3時 6 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第5316号 大阪市平野区平野西5丁目7番9号 ジョリヴェルジュ 205号 債務者 松本有香子 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上塙入大樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月2日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第264号 高知県安芸市港町1丁目718-13 ハウル2階201号室、住民票上の住所高知県香南市香我美町別役529番地 債務者 山本 康彦 1 決定年月日時 令和7年11月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 雅康 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月19日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第312号 川崎市幸区古市場2丁目98番地20 コーポむづみ 101 債務者 濱野 吉明 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡部 源 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月10日前10時20分 6 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第1335号 大阪市大正区千島1丁目10番14-510号 債務者 鎌田 大輝 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 及川 裕貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 長野地方裁判所伊那支部	令和7年(フ)第554号 神戸市東灘区御影山手4丁目14番16号、従前の住所兵庫県加古川市別府町新野辺497番地の11 債務者 片山 洋行 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 門脇 史尚 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午後3時 5 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第78号 栃木県栃木市藤岡町藤岡1485番地 ガーデンビルB101 債務者 高橋 熱 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三宅 愛子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部
令和7年(フ)第664号 静岡県藤枝市駅前3丁目2番7号、旧住所静岡県藤枝市時ヶ谷373番地の3 パルシティS. D203号 債務者 永谷 真子 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 悠理 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月18日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第2966号 大阪府東大阪市玉串町東2丁目9番32号 メゾン・ド・クレールI 103号 債務者 橋爪 太基(旧姓藤澤) 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高熊 洋平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月2日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第595号 兵庫県姫路市飾磨区今在家1025番地3 債務者 森川興業こと 森川 宣広 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 赤松 範夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第344号 埼玉県大里郡寄居町大字小園196番地1、旧住所群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田78番地5 債務者 田中 美奈 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 門脇 清 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第586号 群馬県高崎市福島町760番地4 エルコート3-A号 債務者 山崎 誠 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 末広多親子 4 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで	令和7年(フ)第5311号 大阪府東大阪市稻田新町1丁目23番35号 サンピレッジナカニシ B101 債務者 タカハシ建装こと 高橋 正志 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 美紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月2日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第295号 徳島県徳島市北沖洲3丁目9番31号 債務者 原 政利 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 篠原 健 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 徳島地方裁判所民事部	令和7年(フ)第1944号 福岡県宗像市日の里6丁目13番地8 債務者 楠生 利朗(旧姓大平) 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲吉 佑紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部

<b>令和7年(フ)第2021号</b>	福岡市南区塩原4丁目23-25-102、住民票上の住所福岡市南区皿山4丁目14番11-218号 藤和ライタウン長住丘 債務者 高松 大輔 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下村 訓弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第42号</b>	沖縄県国頭郡本部町字東589番地1 エクセルマンション102号 債務者 渡口 翔太 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 當眞 正姫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 那覇地方裁判所名護支部
<b>令和7年(フ)第777号</b>	神戸市東灘区岡本7丁目2番3号、従前の住所神戸市東灘区本山北町2丁目12番1号 ドミール・タニ 301号 債務者 明田 有史 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村田 淳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで 神戸地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第114号</b>	宮崎県都城市年見町28号4番地3 プレミアージュ303、前住所宮崎県宮崎市橘通東5丁目6番4号 アルテマイスター・デュノン203号 債務者 千場 亮 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川添 正浩 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 宮崎地方裁判所都城支部

<b>令和7年(フ)第291号</b>	北海道稚内市緑5丁目9番10号 債務者 古川 陽子 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 大晋 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 旭川地方裁判所民事部
	<b>破産手続終結及び免責許可決定</b>
<b>令和7年(フ)第414号</b>	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2960番地1 竹元ビル 302号 破産者 池田 卓弥 1 決定年月日 令和7年11月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和5年(フ)第111号</b>	栃木県栃木市藤岡町藤岡852番地3 破産者 染宮 きい 1 決定年月日 令和7年11月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所栃木支部
<b>令和7年(フ)第50号</b>	栃木県足利市五十部町322番地23 破産者 盛田 大介 1 決定年月日 令和7年11月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所足利支部
<b>令和7年(フ)第50号</b>	青森県三戸郡三戸町大字川守田字沖中63番地18 破産者 泉谷 春樹 1 決定年月日 令和7年11月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所八戸支部破産係
<b>令和4年(フ)第345号</b>	神奈川県秦野市名古木1138番地の1、開始決定時の住所神奈川県秦野市南矢名1216番地の30(前住所) 静岡県富士宮市神田川町1番地の1 破産者 清水 康行 1 決定年月日 令和7年11月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
<b>令和6年(フ)第279号</b>	和歌山市北中島1丁目10番5号 ロイヤルコーポ北中島1F、前住所和歌山市和歌浦東2丁目5番31号 破産者 鮫島 光由 1 決定年月日 令和7年11月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
<b>令和6年(フ)第392号</b>	福岡市西区姪浜駅南4丁目3番16-505号 サンライフ姪浜B 破産者 岡部 由夏 1 決定年月日 令和7年11月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第58号</b>	青森県三戸郡三戸町大字川守田字沖中63番地18 破産者 泉谷 春樹 1 決定年月日 令和7年11月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所八戸支部破産係
<b>令和7年(フ)第1556号</b>	福岡市早良区野芥8丁目16番29号、前住所福岡市早良区田村5丁目19番3号 破産者 中村 龍吾 1 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで 2 一般調査期日 令和8年1月13日午前11時30分 令和7年11月14日 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第3740号</b>	大阪市東成区中道4丁目12番26-1001号 破産者 大手 裕介 1 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで 2 一般調査期日 令和8年2月12日午後2時 令和7年11月17日 大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第1966号**  
福岡市中央区那の川2丁目9番7号  
破産者 株式会社匠建築研究所  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで  
2 一般調査期日 令和8年1月21日午後3時30分  
令和7年11月12日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和6年(フ)第1967号**  
福岡市南区柏原6丁目62番5-1204号 デュオ柏原5号棟  
破産者 原 啓介  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで  
2 一般調査期日 令和8年1月21日午後3時30分  
令和7年11月12日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第1097号**  
福岡県春日市下白水北3丁目5番地1 ハルモニ107号  
破産者 金子 勇介  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで  
2 一般調査期日 令和8年1月19日午後3時30分  
令和7年11月14日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第278号**  
静岡県藤枝市田沼3-15-18、住民票上の住所静岡県菊川市堀之内1134番地  
破産者 水野 恵子  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで  
2 一般調査期日 令和8年2月9日午前11時20分  
令和7年11月17日  
静岡地方裁判所民事第2部

**令和5年(フ)第749号**  
大阪府吹田市昭和町14番11号  
破産者 松本 英己  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月23日まで  
2 一般調査期日 令和8年2月5日午後3時  
令和7年11月17日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1082号**  
福岡県宗像市徳重2丁目6番22号  
破産者 有限会社宣サイン  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月24日まで  
2 一般調査期日 令和8年1月29日午前10時30分  
令和7年11月14日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第922号**  
福岡県大野城市中3丁目9番8号  
破産者 岡 浩之  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで  
2 一般調査期日 令和8年2月2日午後1時30分  
令和7年11月12日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第1028号**  
福岡県糟屋郡粕屋町若宮2丁目22番5号  
破産者 中山 知美  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで  
2 一般調査期日 令和8年1月20日午後2時30分  
令和7年11月13日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第746号**  
札幌市白石区本通8丁目北1番8-305号  
破産者 宮田 静  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで  
2 一般調査期日 令和8年3月4日午前10時  
令和7年11月14日  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第18号**  
岐阜市長良若葉町2丁目1番地1  
破産者 中井 啓二  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで  
2 一般調査期日 令和8年2月24日午前10時10分  
令和7年11月14日  
岐阜地方裁判所

**令和7年(フ)第502号**  
京都府八幡市西山和氣15番地13  
破産者 木村 之彦  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで  
2 一般調査期日 令和8年2月25日午前11時15分  
令和7年11月17日  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第737号**  
福岡市早良区干隈3丁目29番13号ウッドヒルズ3階  
破産者 エイチティー・プランニング株式会社  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで  
2 一般調査期日 令和8年1月19日午後1時30分  
令和7年11月13日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第738号**  
佐賀市大和町大字尼寺2360番地18  
破産者 豊久 英樹  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで  
2 一般調査期日 令和8年1月19日午後1時30分  
令和7年11月13日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第1026号**  
福岡市早良区城西2丁目4番13号、申立時の住所福岡県糸島市高田4丁目35番10号  
破産者 立石 智史  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで  
2 一般調査期日 令和8年1月28日午後2時  
令和7年11月14日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和6年(フ)第459号**  
沖縄県島尻郡与那原町字上与那原161番地の1 与那原署待機宿舎102、開始決定時の住所沖縄県島尻郡与那原町字東浜87番地の1 T R Y 東浜501  
破産者 高江洲 綾  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで  
2 一般調査期日 令和8年2月12日午後2時  
令和7年11月14日  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年(フ)第116号**  
愛知県刈谷市小垣江町北浦4番地  
破産者 坂野 正敏  
1 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで  
2 一般調査期日 令和8年2月24日午後1時45分  
令和7年11月17日  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和6年(フ)第3866号**  
大阪市西区南堀江1丁目24番21号 樹樹ガーデン 1603号室、住民票上の住所大阪市中央区東心斎橋1丁目8番11-1108号  
破産者 堀井 瑞恵  
1 破産債権の届出期間 令和8年1月14日まで  
2 一般調査期日 令和8年3月16日午後3時  
令和7年11月14日  
大阪地方裁判所第6民事部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**令和6年(フ)第406号**

宮崎市宮崎駅東2丁目4番地14 ヴィラージュMⅢ201号  
破産者 黒木 達也

異議申述期間 令和8年1月5日まで  
令和7年11月17日 宮崎地方裁判所破産係

**令和5年(フ)第1947号**

福岡県直方市大字中泉915番地の4  
破産者 第一金属工業株式会社

異議申述期間 令和8年1月6日まで  
令和7年11月11日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和6年(フ)第52号**

福岡市南区長住2丁目11番14-203号 スヴィート長住  
破産者 具島 多恵

異議申述期間 令和8年1月7日まで  
令和7年11月12日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和4年(フ)第489号**

福岡市西区大字徳永280番地3 ZENITH H BURGE 301号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区中洲5丁目5番16-1504号w i l l D o 中洲  
破産者 田中 智之

異議申述期間 令和8年1月8日まで  
令和7年11月13日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第1229号**

福岡市博多区住吉2丁目12番13-806号 O HビルN o. 5、前住所福岡市東区香椎1丁目26番8-105号 プレシャス香椎  
破産者 古木 瑞奈

異議申述期間 令和8年1月13日まで  
令和7年11月11日  
福岡地方裁判所第4民事部

**免責許可決定**

**令和7年(ラ)第748号** (原審大津地方裁判所)  
 令和5年(フ)第69号  
 大津市富士見台34番19号  
 抗告人(原審破産者) 井手口 陽  
 1 決定年月日 令和7年10月24日  
 2 主文 原決定を取り消す。  
     抗告人について免責を許可する。  
     大阪高等裁判所第11民事部

**免責審尋期日**

**令和7年(フ)第5224号**  
 東京都大田区池上7丁目31-2-107  
 破産者 眞殿 治  
 審尋期日 令和8年1月19日午後2時30分  
 令和7年11月13日  
     東京地方裁判所民事第20部

**特別清算開始**

**令和7年(ヒ)第17号**  
 徳島県小松島市赤石町7番8号  
 清算株式会社 株式会社村上商店  
 代表清算人 田中 惠八  
 1 決定年月日 令和7年11月10日  
 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

徳島地方裁判所民事部

**令和7年(ヒ)第1014号**  
 名古屋市昭和区丸屋町4-31-1 ウィルハウ  
 斯桜山1F  
 清算株式会社 株式会社エヌユー  
 代表清算人 林 恭平  
 1 決定年月日 令和7年11月11日  
 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

名古屋地方裁判所民事第2部

**特別清算終結**

**令和6年(ヒ)第9号**  
 福井市渕3丁目118番地  
 清算株式会社 株式会社ティーアイ企画  
 1 決定年月日 令和7年11月12日  
 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

福井地方裁判所民事部

**令和6年(ヒ)第8号**

福井市渕3丁目118番地  
 清算株式会社 株式会社ディーエス工房  
 1 決定年月日 令和7年11月12日  
 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

福井地方裁判所民事部

**令和6年(ヒ)第7号**

福井市江守中町7号19番地3  
 清算株式会社 株式会社海翔  
 1 決定年月日 令和7年11月12日  
 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

福井地方裁判所民事部

**令和7年(ヒ)第3号**

千葉県成田市飯仲45番地  
 清算株式会社 株式会社ガイア  
 1 決定年月日 令和7年11月12日  
 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年(ヒ)第12号**

徳島県徳島市国府町矢野27番地1  
 清算株式会社 株式会社折目産業  
 1 決定年月日 令和7年11月10日  
 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

徳島地方裁判所民事部

**特別清算協定認可**

**令和7年(ヒ)第2056号**  
 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際  
 ビル4階  
 清算株式会社 株式会社キバタン  
 代表清算人 佐藤 賢治  
 1 決定年月日 令和7年11月11日  
 2 主文 次の協定を認可する。

## 協定

1 清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、別紙記載の債権者に別紙「弁済額」の欄記載の弁済をする。弁済は、各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。  
 2 各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額(各協定債権の元金部分に付随する利息、遅延損害金、違約金を含む。)から各弁済額を控除した残額につき、その債務の全額を免除する。

3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する(この場合の弁済方法及び振込費用の負担については、上記1と同様とする。)。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。  
 (別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

**再生手続開始****令和7年(再)第1号**

山口県下関市東大和町2丁目15番10号  
 再生債務者 株式会社ほんぽ  
 1 決定年月日時 令和7年11月12日午前10時  
 2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで  
 4 再生債権の一般調査期間 令和8年1月22日から令和8年2月5日まで

山口地方裁判所下関支部

**決議に付する決定及び債権者集会招集****令和7年(再)第24号**

東京都港区六本木7丁目15番7号  
 再生債務者 株式会社オルツ  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月28日付け再生債務者提出の再生計画案  
 2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの  
 3 債権者集会  
     (1) 期日 令和7年12月24日午後3時  
     (2) 会議の目的 再生計画案の決議  
 4 書面投票期間 令和7年12月16日まで  
 5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年12月10日  
 令和7年11月12日

東京地方裁判所民事第20部

**小規模個人再生による再生手続開始****令和7年(再)第45号**

北海道旭川市緑町17丁目3017番地の3 コム  
 ハウス緑町1-B  
 再生債務者 中舘 真一

1 決定年月日時 令和7年11月14日午後3時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月13日まで

旭川地方裁判所民事部

**令和7年(再)第23号**

青森県黒石市大字牡丹平字稻荷澤下5番地4  
 再生債務者 佐藤 雪乃(旧姓古木)  
 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後2時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで

青森地方裁判所弘前支部

**令和7年(再)第105号**

東京都清瀬市旭が丘4丁目793番地6  
 再生債務者 水木宗一郎  
 1 決定年月日時 令和7年11月14日午前10時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月16日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(再)第152号**

神奈川県茅ヶ崎市矢畠681番地4-102号 藤  
 和シティコーポ茅ヶ崎  
 再生債務者 鳴村 委子  
 1 決定年月日時 令和7年11月14日午前10時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月16日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再)第114号**

兵庫県姫路市野里上野町1丁目10番5号  
 再生債務者 所 真吾  
 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後1時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月16日まで

神戸地方裁判所姫路支部

<p><b>令和7年（再イ）第115号</b> 兵庫県姫路市野里上野町1丁目10番5号 再生債務者 所 かおり 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月16日まで 　　神戸地方裁判所姫路支部</p> <p><b>令和7年（再イ）第117号</b> 兵庫県加古川市東神吉町神吉1542番地 再生債務者 倉野 良太 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月16日まで 　　神戸地方裁判所姫路支部</p> <p><b>令和7年（再イ）第36号</b> 香川県高松市鶴市町252番地4、住民票上の住所香川県高松市香西西町591番地1 再生債務者 川股 納 1 決定年月日時 令和7年11月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月16日まで 　　高松地方裁判所民事部破産・再生係</p> <p><b>令和7年（再イ）第1号</b> 高知県土佐清水市以布利1036番地15 再生債務者 濱崎 聰 1 決定年月日時 令和7年11月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで 　　高知地方裁判所中村支部</p> <p><b>令和7年（再イ）第7号</b> 高知県宿毛市幸町2番46号 再生債務者 宮本 守人</p>
--

令和7年（再イ）第279号 福岡市博多区千代5丁目1番20号 光マンション 203号 再生債務者 合田 浩昭 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月15日から令和7年12月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第128号 兵庫県三木市自由が丘本町1丁目216番地 再生債務者 武重 雄也 1 決定年月日時 令和7年11月13日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月18日から令和8年1月5日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	1 決定年月日時 令和7年11月14日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月16日まで さいたま地方裁判所秩父支部個人再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月19日から令和8年1月5日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年（再イ）第217号 福岡県筑紫野市二日市北5丁目10番1号（ドミール光202号） 再生債務者 山田 淳一 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月16日から令和7年12月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第299号 福岡市中央区鳥飼3丁目3番8-202号 カーサローズ大濠 再生債務者 太田 一希 1 決定年月日時 令和7年11月13日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月18日から令和7年12月25日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年11月14日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月16日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年11月14日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月5日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第280号 福岡市中央区薬院2丁目6番1-401号 アーチヒルズ 再生債務者 山田 健太 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月16日から令和7年12月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第102号 仙台市泉区加茂3丁目8番地の1 再生債務者 横山 俊郎 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで 仙台地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年11月14日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月19日から令和8年1月9日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年11月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年（再イ）第286号 福岡県春日市平田台4丁目40番地1 再生債務者 田中 翔 1 決定年月日時 令和7年11月12日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月17日から令和7年12月24日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第36号 栃木県下都賀郡野木町丸林372-4 パークサイド長島C 201（住民票上の住所）埼玉県羽生市大字下村君822番地1 再生債務者 橋本 龍輝 1 決定年月日時 令和7年11月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部	1 決定年月日時 令和7年11月14日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月19日から令和8年1月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年11月17日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月15日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（再イ）第3号 埼玉県秩父市中宮地町10番14号 サトールマニション302 再生債務者 高橋 健	令和7年（再イ）第44号 和歌山市栄谷341番地5 ユニバースアベニュー202号 再生債務者 大谷 正直 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月5日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月19日から令和8年1月5日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係

<b>令和7年(再イ)第20号</b> 愛媛県四国中央市金生町山田井1637番地4 再生債務者 大西 秀之 1 決定年月日時 令和7年11月17日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月27日まで 令和7年11月13日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月1日まで 令和7年11月13日 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(再イ)第25号</b> 栃木県足利市利保町2丁目11番地33 再生債務者 駒井 達也 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月4日まで 令和7年11月13日 宇都宮地方裁判所足利支部
<b>令和7年(再イ)第42号</b> 宮崎市佐土原町下那珂10688番地1 再生債務者 山下 真司 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月13日まで	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月28日まで 令和7年11月14日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月2日まで 令和7年11月11日 福岡地方裁判所行橋支部再生係	<b>令和7年(再イ)第22号</b> 群馬県渋川市半田1040番地5 再生債務者 市川 茂雄 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月4日まで 令和7年11月13日 宇都宮地方裁判所足利支部
<b>令和7年(再イ)第4号</b> 宮崎地方裁判所民事部個人再生係 <b>小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間</b>	<b>令和7年(再イ)第88号</b> 神奈川県大和市桜森3丁目9番9-104号 再生債務者 飯田 智弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月28日まで 令和7年11月14日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	<b>令和7年(再イ)第14号</b> 福岡県行橋市大字東徳永265番地5 再生債務者 林 隆之 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月2日まで 令和7年11月11日 福岡地方裁判所行橋支部再生係	<b>令和7年(再イ)第2号</b> 令和7年(再イ)第14号
<b>令和7年(再イ)第36号</b> 三重県四日市市城西町2番26号 エスポート ル城西壱番館105 再生債務者 松田 慧 特別異議申述期間 令和7年12月8日から令和7年12月15日まで 令和7年11月17日 津地方裁判所四日市支部 <b>小規模個人再生による書面決議に付する決定</b>	<b>令和7年(再イ)第125号</b> 横浜市戸塚区戸塚町917番地24 再生債務者 清水 翔介 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月28日まで 令和7年11月14日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	<b>令和7年(再イ)第17号</b> 福岡県行橋市大字前田1562番地25 再生債務者 濑名波順司 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月2日まで 令和7年11月11日 福岡地方裁判所行橋支部再生係	<b>令和7年(再イ)第17号</b> 福岡県行橋市大字前田1562番地25 再生債務者 濑名波順司 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月2日まで 令和7年11月13日 前橋地方裁判所民事部破産再生係
<b>令和7年(再イ)第8号</b> 横浜市鶴見区駒岡3丁目15番4号 アイリーフラット102 再生債務者 原田 晋平 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月27日まで 令和7年11月13日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	<b>令和7年(再イ)第118号</b> 千葉県船橋市宮本6丁目32番3号 再生債務者 片桐 直人 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月1日まで 令和7年11月13日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	<b>令和7年(再イ)第86号</b> 宮城県多賀城市東田中2丁目40番29-1302号 再生債務者 関根 正俊 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月4日まで 令和7年11月13日 仙台地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(再イ)第35号</b> 千葉県我孫子市柴崎台3丁目4番12号 再生債務者 大橋 辰也 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月4日まで 令和7年11月13日 千葉地方裁判所松戸支部民事部
<b>令和7年(再イ)第1号</b> 横浜市鶴見区駒岡3丁目15番4号 アイリー フラット102 再生債務者 原田 晋平 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月27日まで 令和7年11月13日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	<b>令和7年(再イ)第122号</b> 千葉県市原市ちはら台東5丁目19番地8 サンコーポ千原台B-202 再生債務者 グリーン留住 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月1日まで 令和7年11月13日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	<b>令和7年(再イ)第11号</b> 山形県東田川郡庄内町千河原字前野32番地 再生債務者 金子 忠明 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月4日まで 令和7年11月13日 山形地方裁判所酒田支部	<b>令和6年(再イ)第44号</b> 川崎市川崎区池上新町1丁目11番14号 再生債務者 荒井 信好 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月4日まで 令和7年11月13日 横浜地方裁判所川崎支部破産係
<b>令和7年(再イ)第147号</b> 横浜市神奈川区三ツ沢上町1番13号 グラン デ三ツ沢508号 再生債務者 廣瀬 信哉	<b>令和7年(再イ)第258号</b> 東京都葛飾区東水元2-29-13 再生債務者 谷口美奈子	<b>令和6年(再イ)第36号</b> 福島市御山字検田25番地の7 再生債務者 佐藤 静子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月4日まで 令和7年11月13日 福島地方裁判所	<b>令和7年(再イ)第162号</b> 名古屋市港区正徳町3丁目90番地の3 再生債務者 斎藤 正哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月4日まで 令和7年11月13日 名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第33号 群馬県伊勢崎市曲沢町671番地51 再生債務者 大塚 拓也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 5日まで 令和7年11月14日 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(再イ)第331号 大阪市淀川区東三国1丁目14番2号 アパート 新大阪 402号 再生債務者 田中 克政 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 11日まで 令和7年11月13日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第144号 札幌市東区北22条東17丁目2番27-301号 再生債務者 北川凌太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月14日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(再イ)第97号 京都府八幡市橋本糸ヶ上53番地の3 再生債務者 田野 一徳 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 15日まで 令和7年11月14日 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年(再イ)第28号 群馬県伊勢崎市連取町2364番地16 再生債務者 大澤 圭祐 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 5日まで 令和7年11月14日 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(再イ)第386号 大阪市平野区加美東4丁目17番26-406号 再生債務者 仙田 佳夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 11日まで 令和7年11月13日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第17号 北海道登別市登別本町2丁目5番地14 アバ ンセ16 1610号 再生債務者 杉崎 智明 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月14日 札幌地方裁判所室蘭支部再生係	令和7年(再イ)第161号 千葉市花見川区千種町343番地1 アイチ花 見川1-201号 再生債務者 鈴木 大喜 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 1日まで 令和7年11月14日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(再イ)第35号 埼玉県深谷市岡里14番地9 再生債務者 橋本 浩之 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 8日まで 令和7年11月14日 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年(再イ)第403号 大阪市旭区清水5丁目5番16号 グリュック 清水 103 再生債務者 小濱 桃花 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 11日まで 令和7年11月13日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第18号 北海道帯広市東6条南15丁目1番地20 再生債務者 鈴木幸弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月14日 釧路地方裁判所帯広支部再生係	令和7年(再イ)第58号 仙台市青葉区北根3丁目18番1-602号 再生債務者 及川 理恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 5日まで 令和7年11月14日 仙台地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第29号 静岡県富士市川成新町52番地 エーデルハイ ム205号 再生債務者 仲村 啓汰 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 11日まで 令和7年11月13日 静岡地方裁判所富士支部破産係	令和7年(再イ)第67号 大阪府富林市喜志新家町1丁目3番10号 再生債務者 古林 龍也 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 11日まで 令和7年11月13日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第8号 佐賀県鹿島市大字高津原3612番地5 再生債務者 山口 裕之 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月14日 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係	令和7年(再イ)第10号 宮城県石巻市広瀬字町北93番地1 再生債務者 田中 郁也 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 5日まで 令和7年11月14日 仙台地方裁判所石巻支部再生係
令和7年(再イ)第211号 大阪市北区豊崎7丁目6番4-606号 再生債務者 OFFICE FEB. こと 島 崎 剛二 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 11日まで 令和7年11月13日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第68号 大阪府松原市田井城4丁目9番20号 再生債務者 大橋 龍也 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 11日まで 令和7年11月13日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年(再イ)第23号 福島県郡山市大槻町字下西田77番地の23 再生債務者 関沢 昌也 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 15日まで 令和7年11月14日 福島地方裁判所郡山支部再生係	令和7年(再イ)第172号 愛知県尾張旭市稻葉町3丁目99番地1 再生債務者 水野 善彰 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 5日まで 令和7年11月14日 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第29号 大分県臼杵市大字家野1357番地の2 再生債務者 近藤 �剛 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 5日まで 令和7年11月14日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第244号 大阪府高槻市土室町31番16号 再生債務者 松岡 泰生 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月14日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第1号 奈良県吉野郡大淀町大字北野78番地の3 再生債務者 川人 康央 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 15日まで 令和7年11月17日 奈良地方裁判所五條支部個人再生係	令和7年（再イ）第70号 兵庫県加古川市米田町平津214番地の2 ブ ルックハイツA-102号 再生債務者 渡部美智子 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月20日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 11日まで 令和7年11月13日 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年（再イ）第26号 栃木県下野市文教2丁目5番地14 再生債務者 山本 学 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 8日まで 令和7年11月13日 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年（再イ）第276号 大阪府東大阪市玉串町東2丁目10番26号（營 業所の住所 大阪府東大阪市花園本町1— 6—7 ジャンボスクエア花園1階） 再生債務者 Pureteこと 宮尾 恒弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月14日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第21号 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田3009番地の3 再生債務者 及川ヤスオこと オイカワ ジョ アオン カルロス ヤスオ 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 17日まで 令和7年11月17日 前橋地方裁判所太田支部	令和7年（再イ）第67号 北九州市八幡東区日の出2丁目1番30号 再生債務者 久保友莉奈 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 4日まで 令和7年11月13日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年（再イ）第23号 栃木県足利市小俣町3990番地76 再生債務者 ゼロアップワンこと 伊勢屋 基 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 8日まで 令和7年11月17日 宇都宮地方裁判所足利支部	令和7年（再イ）第332号 大阪府東大阪市東石切町1丁目7番2号 再生債務者 島本由美子 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月14日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第88号 京都市左京区田中野神町1番地8 タウニイ 里ノ前202 再生債務者 大溪 典子 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月17日 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和7年（再イ）第16号 愛媛県西条市新田217番地9 大成マンショ ン601号 再生債務者 阪田 剛 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 5日まで 令和7年11月14日 松山地方裁判所西条支部
令和7年（再イ）第44号 東京都清瀬市梅園3丁目1番32—2号 再生債務者 煙山 偕 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 8日まで 令和7年11月17日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第397号 大阪府吹田市五月が丘東10番8—403号 再生債務者 柳川源和こと SONG WON HWA 宋 源和 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 12日まで 令和7年11月14日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第28号 熊本市西区上熊本1丁目9番40—111号 再生債務者 田之上文人 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 3日まで 令和7年11月12日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第76号 広島市南区東雲2丁目14番44—402号 再生債務者 田町 浩一 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月11日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 11日まで 令和7年11月13日 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第13号 愛知県碧南市源氏町5丁目14番地 再生債務者 山下電気こと 山下 良治 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 8日まで 令和7年11月17日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和7年（再イ）第28号 長野県東筑摩郡生坂村1049番地3 再生債務者 菊池 秀幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 15日まで 令和7年11月17日 長野地方裁判所松本支部	令和7年（再イ）第69号 兵庫県加古川市尾上町池田1777番地の6 再生債務者 石野 優人 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 11日まで 令和7年11月13日 神戸地方裁判所姫路支部	

令和7年（再イ）第20号 広島県福山市蔵王町2丁目13番3号 再生債務者 佐藤 博之 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月31日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月11日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月11日まで 令和7年11月13日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 令和7年（再イ）第77号 広島市安佐南区伴南1丁目16番7号 再生債務者 矢野 雄太 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月12日まで 令和7年11月14日 広島地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第5号 熊本県荒尾市下井手1199番地21 再生債務者 中山 竜佑 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月1日まで 令和7年11月17日 熊本地方裁判所玉名支部 令和7年（再イ）第117号 福岡市南区井尻3丁目24番12号 進藤ビル301号 再生債務者 大坪 康二 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月2日まで 令和7年11月11日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第204号 福岡市東区千早3丁目2番458号 ニュー千早団地 400棟 再生債務者 石井竜之宥 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月2日まで 令和7年11月14日 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第231号 福岡県筑紫野市湯町2丁目2番1号（エイリックタウン二日市湯町の杜1203号） 再生債務者 福田 里香 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月4日まで 令和7年11月13日 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第43号 福岡県糸島市志摩稻留6番地11 再生債務者 垂門 大翔 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月5日まで 令和7年11月14日 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第44号 福岡県糸島市志摩稻留6番地11 再生債務者 垂門ゆかり 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月5日まで 令和7年11月14日 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第94号 福岡市東区と白丘2丁目23番23号 再生債務者 山本 淳次 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月5日まで 令和7年11月14日 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第106号 福岡市東区香住ヶ丘4丁目42番15号 再生債務者 金井田敬三 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月5日まで 令和7年11月14日 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第234号 福岡市博多区那珂3丁目27番30-402号 リヴィエールシャン那珂 再生債務者 中村 晃成 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月5日まで 令和7年11月14日 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第11号 新潟県上越市西城町3丁目11番31号 再生債務者 羽尾 敏彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月8日まで 令和7年11月17日 新潟地方裁判所高田支部 令和7年（再イ）第10号 鳥取県米子市両三柳4568番地216 再生債務者 船曳 駿 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月8日まで 令和7年11月17日 鳥取地方裁判所米子支部 令和7年（再イ）第22号 山口県下関市彦島田の首町2丁目12番25号 再生債務者 山口ドローン販売こと小西工業こと 小西 翼 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月8日まで 令和7年11月17日 山口地方裁判所下関支部再生係 令和7年（再イ）第29号 山口県下関市豊浦町大字小串918番地5 再生債務者 森本千奈美 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月8日まで 令和7年11月17日 山口地方裁判所下関支部再生係 令和7年（再イ）第12号 島根県出雲市荒茅町2175番地7 再生債務者 杉原 真一 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月15日まで 令和7年11月17日 松江地方裁判所出雲支部
---	--

<b>令和7年（再イ）第4号</b>	高知県香南市吉川町吉原37番地17 再生債務者 松田 一昭
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日 付け再生計画案	
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月 15日	
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 15日まで	
令和7年11月17日	高知地方裁判所民事部個人再生係
<b>令和7年（再イ）第4号</b>	青森県八戸市大字河原木字壳場7番地3 パ ティオ高館C101 再生債務者 山口 太
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月29日 付け再生計画案	
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月 22日	
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 22日まで	
令和7年11月17日	青森地方裁判所八戸支部個人再生係
<b>小規模個人再生による再生計 画取消</b>	
<b>平成19年（再イ）第20号</b>	岐阜市野一色7丁目2番23-303号 第6澤 義マンション（開始決定時の住所）岐阜県揖 斐郡大野町大字中之元760番地3 再生債務者 秋本 一郎
1 主文 本件再生計画を取り消す。	
2 理由の要旨 平成19年7月20日に認可した再 生計画には、民事再生法189条1項2号に定め る事由がある。	
令和7年11月14日 岐阜地方裁判所大垣支部	
<b>小規模個人再生による再生手 続廃止</b>	
<b>令和7年（再イ）第77号</b>	岡山市南区藤田527番地14 再生債務者 藤田 直樹
1 主文 本件再生手続を廃止する。	
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。	
令和7年11月14日	岡山地方裁判所第3民事部

<b>小規模個人再生による免責決定</b>	
<b>令和7年（モ）第1018号</b>	東京都世田谷区北烏山6丁目11番11号 昭和 大学附属烏山病院（認可決定時の住所）和歌 山市太田4丁目2番3-502号 U-Bu i 1太田
再生債務者 榎本 勇亮	
1 主文 再生債務者を免責する。	
2 理由の要旨 再生債務者が再生計画を遂行す ることが極めて困難であり、かつ、民事再生法 235条1項各号に定める事由がある。	
令和7年11月14日	和歌山地方裁判所民事部破産再生係 給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取
<b>令和7年（再ロ）第1号</b>	神戸市西区王塚台5丁目81番地の3 再生債務者 木村 治樹
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月 7日付け再生計画案	
2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由	
3 2の書面の提出期間 令和7年12月15日まで	
令和7年11月14日	神戸地方裁判所明石支部再生係 給与所得者等再生による再生 計画認可
<b>令和7年（再ロ）第2号</b>	宮崎市大字芳士3593番地4 再生債務者 井上 聖子
1 主文 本件再生計画を認可する。	
2 理由の要旨 令和7年10月29までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。	
令和7年11月14日	宮崎地方裁判所民事部個人再生係
<b>令和7年（再ロ）第4号</b>	福岡市中央区地行1丁目12番27号 プレジデ ント地行A302号 再生債務者 中島 裕輔
1 主文 本件再生計画を認可する。	
2 理由の要旨 令和7年11月4までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。	
令和7年11月11日	福岡地方裁判所第4民事部

<b>令和7年（再ロ）第4号</b>	埼玉県行田市押上町18番地21 レジデンスコ グレ302 再生債務者 忌部 祐介
1 主文 本件再生計画を認可する。	
2 理由の要旨 令和7年11月12日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。	
令和7年11月14日	さいたま地方裁判所熊谷支部
<b>令和7年（再ロ）第1号</b>	秋田県横手市赤坂字甚吉森63番地16 再生債務者 赤川 貴
1 主文 本件再生計画を認可する。	
2 理由の要旨 令和7年11月13日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。	
令和7年11月17日	秋田地方裁判所横手支部 所在等不明共有者の持分の取 得の裁判に関する異議の催告
次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持 分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判 の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同 裁判をすることについて異議があるときは、届出 期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてく ださい。所在等不明共有者以外の共有者は、上記 の不動産について裁判による共有物の分割の請求 又は遺産の分割の請求がされている場合において、 所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすること について異議があるときは、同日までに当裁 判所に異議の届出をしてください。これらの届出 がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の 裁判がされることになります。また、申立人以外 の共有者は、上記の不動産の持分について所在等 不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場 合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てを してください。	
<b>令和7年（チ）第23号</b>	横浜市中区本町6丁目50番地の10 申立人 横浜市長 山中 竹春 住所・居所 不明 (登記簿上の住所) 横浜市西区浅間町4丁目 350番地15コウキビル203号 所有者・共有者 有限会社マップ 届出期間満了日 令和8年1月13日 令和7年11月12日
<b>横浜地方裁判所第3民事部 （別紙）物件目録</b>	横浜地方裁判所第3民事部
1 所在 横浜市旭区西川島町 地番 15番10 地目 宅地 地積 70.04平方メートル	
2 所在 横浜市旭区西川島町 地番 15番11 地目 宅地 地積 23.53平方メートル 持分 4分の1	
3 所在 横浜市旭区西川島町15番地10 家屋番号 15番10 種類 居宅 構造 木造鉄骨メッキ鋼板葺2階建 床面積 1階 26.91平方メートル 2階 21.53平方メートル	

**令和7年(チ)第6号**  
大分県中津市中央町1丁目4番25号  
申立人 山平 隆史  
住所・居所 不明  
(戸籍の附票上の住所) ブラジル  
共有者 亡河野十一日相続人長根郁子  
届出期間満了日 令和8年1月13日  
令和7年11月13日 大分地方裁判所中津支部  
(別紙) 物件目録  
1 所在 中津市中央町一丁目  
地番 120番1  
地目 雜種地  
地積 188平方メートル  
不明共有者持分 5分の1  
2 所在 中津市中央町一丁目  
地番 120番4  
地目 宅地  
地積 160.39平方メートル  
不明共有者持分 5分の1  
3 所在 中津市中央町一丁目120番地4  
家屋番号 120番4  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺平家建  
床面積 70.23平方メートル  
(附属建物)  
符号 1  
種類 物置  
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
床面積 3.60平方メートル  
不明共有者持分 5分の1  
**令和7年(チ)第9号**  
徳島県板野郡北島町北村字西久保38番地1  
申立人 株式会社エスプレイス  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 岡山市北方84番地の10  
所有者 西本貞治郎  
届出期間満了日 令和8年1月13日  
令和7年11月13日 岡山地方裁判所  
(別紙) 物件目録  
1 所在 岡山市北区学南町1丁目  
地番 84番10  
地目 宅地  
地積 123.27平方メートル  
2 (主である建物の表示)  
所在 岡山市北区学南町1丁目84番地10  
家屋番号 19番5  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺平家建  
床面積 52.46平方メートル

(附属建物の表示)  
符号 1  
種類 物置  
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
床面積 2.47平方メートル  
**令和7年(チ)第42号**  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之  
(亡板野一男の最後の住所) 神戸市垂水区高丸7丁目2番26号  
所有者 亡板野一男相続財産  
届出期間満了日 令和8年1月13日  
令和7年11月13日 神戸地方裁判所  
(別紙) 物件目録  
1 所在 神戸市垂水区高丸七丁目  
地番 2252番1942  
地目 宅地  
地積 50.40平方メートル  
2 所在 神戸市垂水区高丸七丁目  
地番 2252番1762  
地目 宅地  
地積 15.88平方メートル  
3 所在 神戸市垂水区高丸七丁目2252番地1942  
家屋番号 2252番1942  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺2階建  
床面積 1階 22.68平方メートル  
2階 24.30平方メートル  
**令和7年(チ)第3017号**  
東京都品川区広町2丁目1番36号  
申立人 品川区長 森澤 恒子  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 東京都品川区小山1丁目1番  
12号  
共有者 亡李鐘永相続人延原京子こと孫京玉  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 東京都品川区小山1丁目1番  
12号  
共有者 亡李鐘永相続人延原智和こと李智和  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 東京都立川市栄町4丁目16番  
地の7  
共有者 亡李鐘永相続人吳山正成こと吳正成  
届出期間満了日 令和8年1月13日  
令和7年11月10日 東京地方裁判所

(別紙) 物件目録  
(土地)  
所在 品川区小山一丁目  
地番 414番2  
地目 宅地  
地積 107.43m<sup>2</sup>  
(建物)  
所在 品川区小山一丁目414番地2  
家屋番号 414番2の1  
種類 工場・居宅  
構造 木造スレート瓦葺2階建  
床面積 1階 61.97m<sup>2</sup>  
2階 66.01m<sup>2</sup>  
**所有者不明土地管理命令に関する異議の催告**  
次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。  
**令和7年(チ)第10号**  
福島県双葉郡浪江町大字酒田字堂ノ内22  
申立人 鈴木 宗次  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 埼玉県朝霞市根岸台1丁目5番26号 つつじ荘105  
共有者 亡SUZUKI PRANEE相続財産  
届出期間満了日 令和8年1月12日  
令和7年11月12日  
福島地方裁判所いわき支部  
(別紙) 物件目録  
1 所在 双葉郡浪江町大字酒田字堂ノ内  
地番 103番  
地目 畑  
地積 300平方メートル  
2 所在 双葉郡浪江町大字酒田字南三丁目  
地番 3番2  
地目 田  
地積 852平方メートル  
不明共有者の持分 各18分の1  
**令和7年(チ)第3号**  
名古屋市東区東新町1番地  
申立人 中部電力パワーグリッド株式会社

住所・居所 不明  
(最後の住所) 静岡県静岡市葵区羽鳥1126番地の21  
(不動産登記記録上の住所) 静岡県静岡市羽鳥635番地35  
所有者 大平 勝範  
届出期間満了日 令和8年1月9日  
令和7年11月10日 長野地方裁判所飯田支部  
(別紙) 物件目録  
1 所在 下伊那郡天龍村長島  
地番 49番1  
地目 山林  
地積 3201平方メートル  
2 所在 下伊那郡天龍村長島  
地番 50番  
地目 保安林  
地積 2975平方メートル  
3 所在 下伊那郡天龍村長島  
地番 420番  
地目 山林  
地積 5652平方メートル  
**令和7年(チ)第21号**  
京都市左京区下鴨西半木町80番地  
申立人 高木 和子  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 京都市上京区小山上内河原町2番地  
所有者 桐畠 セイ  
届出期間満了日 令和8年1月8日  
令和7年11月12日  
京都地方裁判所第5民事部  
(別紙) 物件目録  
所在 京都市左京区下鴨西半木町  
地番 79番  
地目 畑  
地積 13平方メートル  
**令和7年(チ)第5号**  
長崎県雲仙市瑞穂町西郷丙177番地1  
申立人 酒井 久幸  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 南高来郡瑞穂町西郷丙184番地  
所有者 亡梅澤武明相続財産  
届出期間満了日 令和8年1月12日  
令和7年11月12日 長崎地方裁判所島原支部  
(別紙) 物件目録  
1 所在 雲仙市瑞穂町西郷丙字中園田  
地番 178番  
地目 畑  
地積 749平方メートル

## 会社その他の公告

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 済。

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年十月十七日  
掲載頁 十三頁

令和七年十一月二十六日  
東京都港区麻布台一丁目三番一号

(甲) 株式会社 SHIFT  
代表取締役 丹下 大  
(乙) 株式会社六本木管理一〇号  
代表取締役 磯本 昇汰

東京都港区六本木三丁目二番一号

代表取締役 丹下 大

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ず合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 済  
(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十一月十七日  
掲載頁 九十一頁(号外第二五二号)

令和七年十一月二十六日  
東京都中央区築地一丁目一三番一号

(甲) 共同ビーアール株式会社  
代表取締役 石栗 正崇

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一六番二  
九号  
(乙) 株式会社ディービーピーアール  
代表取締役 堂森 哲雄

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年十一月二十六日  
掲載頁 六十三頁(号外第三四八号)

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年十一月二十六日  
掲載頁 十一頁

令和七年十一月二十六日  
東京都千代田区丸の内一丁目八番一号

(甲) 株式会社 C H C P デンタル  
代表取締役 国沢 勉

(乙) 株式会社 M R カンパニーリミテッド  
代表取締役 木村 亮

埼玉県熊谷市石原一〇二三番地五

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ず合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年十一月二十六日  
掲載頁 四頁

(乙) 掲載 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年十一月二十六日  
掲載頁 四頁

令和七年十一月二十六日  
東京都港区南青山三丁目一番三号スプライ  
ン青山東急ビル三階

(甲) Yosemitel株式会社  
代表取締役 仁木 準

神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目四  
番五号  
(甲) 日本ケンタッキー・フライド・  
チキン株式会社  
代表取締役 遠藤 久

東京都港北区虎ノ門二丁目二番一号住友不動  
産虎ノ門タワー  
(乙) カタリナマーケティングジャパン  
代表取締役 滝澤 伸

神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目四  
番五号  
(甲) 株式会社ケイ・アド  
代表取締役 高田 健也

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) (乙) 及び (丙)  
掲載 北日本新聞

掲載の日付 令和七年十月九日  
掲載頁 六頁

(乙) 掲載 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年十一月二十六日  
掲載頁 二頁

令和七年十一月二十六日  
東京都港区麻布台一丁目三番一号

(甲) KIS株式会社  
代表取締役 鎌田 和樹

(乙) NUNW株式会社  
代表取締役 鎌田 和樹

東京都港区麻布台一丁目三番一号

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年十一月二十六日  
掲載頁 四頁

(乙) 掲載 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年十一月二十六日  
掲載頁 四頁

令和七年十一月二十六日  
東京都港区南青山三丁目一番三号スプライ  
ン青山東急ビル三階

(甲) Yosemitel株式会社  
代表取締役 仁木 準

神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目四  
番五号  
(甲) 日本ケンタッキー・フライド・  
チキン株式会社  
代表取締役 遠藤 久

東京都港北区虎ノ門二丁目二番一号住友不動  
産虎ノ門タワー  
(乙) カタリナマーケティングジャパン  
代表取締役 滝澤 伸

神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目四  
番五号  
(甲) 株式会社ケイ・アド  
代表取締役 高田 健也

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) (乙) 及び (丙)  
掲載 北日本新聞

掲載の日付 令和七年十月九日  
掲載頁 六頁

(乙) 掲載 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年十一月二十六日  
掲載頁 二頁

令和七年十一月二十六日  
富山県射水市新開発六五〇番地一

(甲) 株式会社ヨシダ運送株式会社  
代表取締役 伊垣 洋介

(乙) 株式会社ヨシダクリーンサービス  
代表取締役 伊垣 洋介

富山県南砺市松木五番地

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年四月十八日  
掲載頁 七十六頁(号外第八十八号)

(乙) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年四月十一日  
掲載頁 四頁

令和七年十一月二十六日  
東京都港区南青山三丁目一番三号スプライ  
ン青山東急ビル三階

(甲) Yosemitel株式会社  
代表取締役 仁木 準

神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目四  
番五号  
(甲) 日本ケンタッキー・フライド・  
チキン株式会社  
代表取締役 遠藤 久

東京都港北区虎ノ門二丁目二番一号住友不動  
産虎ノ門タワー  
(乙) カタリナマーケティングジャパン  
代表取締役 滝澤 伸

神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目四  
番五号  
(甲) 株式会社ケイ・アド  
代表取締役 高田 健也

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) (乙) 及び (丙)  
掲載 北日本新聞

掲載の日付 令和七年十月九日  
掲載頁 六頁

(乙) 掲載 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年十一月二十六日  
掲載頁 二頁

令和七年十一月二十六日  
静岡県浜松市中央区上島五丁目一一番二二  
号  
(甲) 株式会社ベストシステム  
代表取締役 溝口 亨昂

(乙) 有限会社ながつき  
代表取締役 溝口 亨昂  
(丙) 有限会社高橋薬局  
代表取締役 溝口 亨昂

静岡県熱海市清水町一番六号

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年十一月二十六日

(乙) 掲載 紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年十一月二十六日

令和七年十一月二十六日  
静岡県浜松市中央区上島五丁目一一番二二  
号  
(甲) 株式会社ベストシステム  
代表取締役 溝口 亨昂

(乙) 有限会社ながつき  
代表取締役 溝口 亨昂  
(丙) 有限会社高橋薬局  
代表取締役 溝口 亨昂

静岡県熱海市清水町一番六号  
(甲) 有限会社高橋薬局  
代表取締役 溝口 亨昂

静岡県熱海市清水町一番六号  
(甲) 有限会社高橋薬局  
代表取締役 溝口 亨昂

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載 官報  
掲載の日付 令和7年11月4日  
掲載頁 九十六頁 (号外第二三四三号)

(乙) <https://www.holos-hd.jp/>  
令和7年11月26日  
京都市中京区鳥丸通錦小路上ル手洗水町六  
五九番地鳥丸中央ビル四階  
(甲) 株式会社ホロスプランニング  
代表取締役 堀井 計  
京都市中京区鳥丸通錦小路上ル手洗水町六  
五九番地鳥丸中央ビル四階  
(乙) 株式会社ホロスホールディングス  
代表取締役 堀井 計

## 吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社タケナカ(乙)、住所青森市大字野木字野尻三七番地七三四)、株式会社南部架設(丙、住所青森市大字野木字野尻三七番地七三四)、株式会社キヤスト青森(丁、住所青森市大字野木字野尻三七番地七三四)、株式会社青森架設(戊、住所青森市大字大野字前田六〇番地二〇)の資産管理事業に関する権利義務をそれぞれ承継することにいたしましたので公表します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)確定した最終事業年度はありません。  
(乙)掲載 官報  
掲載の日付 令和7年11月20日  
掲載頁 六十九頁 (号外第三四五号)  
(丙)掲載 官報  
掲載の日付 令和7年11月20日  
掲載頁 六十九頁 (号外第三四五号)  
(丁)掲載 官報  
掲載の日付 令和7年11月20日  
掲載頁 六十九頁 (号外第三四五号)  
(戊)掲載 官報  
掲載の日付 令和7年11月20日  
掲載頁 六十六頁 (号外第三五五号)  
令和七年十一月二十六日  
青森県青森市大字野木字野尻三七番地七五八

株式会社タケナカホールディングス  
代表取締役 小野 均

## 吸収分割公告

当社(乙)、丙)は、吸収分割により株式会社タケナカホールディングス(甲、住所青森県青森市大字野木字野尻三七番地七五八)に対して当社の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲)確定した最終事業年度はありません。  
(乙)掲載 官報  
掲載の日付 令和7年11月20日  
掲載頁 六十九頁 (号外第三四五号)

(丙)確定した最終事業年度はありません。  
(丁)掲載 官報  
掲載の日付 令和7年11月20日  
掲載頁 六十九頁 (号外第三四五号)

(戊)確定した最終事業年度はありません。  
(甲)確定した最終事業年度はありません。  
(乙)確定した最終事業年度はありません。

## 吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社Contentage(乙、東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一五号ウノサワ東急ビル三階)のタレント事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公表します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲)確定した最終事業年度はありません。  
(乙)掲載 紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和7年11月26日  
掲載頁 四頁  
(丙)確定した最終事業年度はありません。  
(丁)掲載 紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和7年11月26日  
掲載頁 四頁  
(戊)確定した最終事業年度はありません。

(甲)確定した最終事業年度はありません。  
(乙)確定した最終事業年度はありません。

(丙)確定した最終事業年度はありません。  
(丁)確定した最終事業年度はありません。

(戊)確定した最終事業年度はありません。

## なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)金融商品取引法による有価証券報告書提出済  
左記会社は吸収分割して甲は乙の請求書事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公表します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲)確定した最終事業年度はありません。  
(乙)確定した最終事業年度はありません。

(丙)確定した最終事業年度はありません。  
(丁)確定した最終事業年度はありません。

(戊)確定した最終事業年度はありません。

## 。

左記会社は吸収分割によりNEXCO中日本サービス株式会社(住所名古屋市中区栄二丁目四番一八号)の関連会社(但し、NEXCO中日本開発株式会社に限る)管理事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲)確定した最終事業年度はありません。  
(乙)確定した最終事業年度はありません。

(丙)確定した最終事業年度はありません。  
(丁)確定した最終事業年度はありません。

(戊)確定した最終事業年度はありません。

## 。

左記会社は吸収分割して甲は乙の請求書事業に関する権利義務を承継乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲)確定した最終事業年度はありません。  
(乙)確定した最終事業年度はありません。

(丙)確定した最終事業年度はありません。  
(丁)確定した最終事業年度はありません。

(戊)確定した最終事業年度はありません。

## 。

左記会社は吸収分割によりNEXCO中日本インベストメント

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲)確定した最終事業年度はありません。  
(乙)確定した最終事業年度はありません。

(丙)確定した最終事業年度はありません。  
(丁)確定した最終事業年度はありません。

(戊)確定した最終事業年度はありません。

## 吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社セントラル防災(乙)、住所名古屋市中川区千音寺四丁目一(四二番地)の経営管理事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十一月七日  
掲載頁 九十頁(号外第二四六号)

令和七年十一月二十六日

名古屋市中川区千音寺四丁目一(四二番地

株式会社セントラル  
代表取締役 板谷 勝治

**吸収分割公告**  
当社(甲)は、吸収分割によりJ.S.R.株式会社(乙)、住所東京都港区東新橋一丁目九番二号)のHeartnote®事業に関する権利義務を承継することにいたしました。効力発生日は令和八年一月一日であり、当社は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は絶えず吸収分割を決定しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十三日  
掲載頁 一五四頁(号外第一三九号)

(乙) 流動資金取引法による有価証券報告書提出  
令和七年十一月二十六日  
京都府向日市寺戸町九ノ坪五三番地  
オムロンヘルスケア株式会社  
代表取締役社長 岡田 歩

**吸収分割公告**  
左記会社は吸収分割して甲は乙の外食事業、外販事業及び温浴施設運営受託事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。  
(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

## 令和七年十一月二十六日

福岡県田川郡香春町大字鏡山五六七番

(甲) ワイエスフレード株式会社  
代表取締役 高田 十光

(乙) ワイエスフレード株式会社  
代表取締役 高田 十光

福岡県田川郡香春町大字鏡山金山五五二番八

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社伊勢

中川カントリークラブ(住所三重県津市一志町井生一七四三番地二)に対して当社の伊勢中川カン

トリーカラーブ事業に関する権利義務を承継させる

ことにしてしまったので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年十一月二十六日  
掲載頁 四頁

令和七年十一月二十六日  
茨城県常陸大宮市国長二四〇八番地の一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社社台

東京レジヤー開発株式会社  
代表取締役 中西 高之

令和七年十一月二十六日  
茨城県つくば市吾妻一丁目一〇番地一つくばセントアービル一階

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社社台

ファーム山元(本店・東京都港区六本木五丁目一七番九号)に対して当社の不動産の賃貸管理事業に關して当社の不動産の賃貸管理事業に關する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十六日  
東京都港区六本木五丁目一七番九号

有限会社台レー・スペース  
代表取締役 東 宏充

令和七年十一月二十六日  
茨城県つくば市吾妻一丁目一〇番地一つくばセントアービル一階

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を三百万円減少し九百万円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十六日  
埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目六番一

合同会社S.A. ENTERPRISE  
代表社員 カーン・アンドウル・ワハブ

令和七年十一月二十六日  
埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目六番一

合同会社S.A. ENTERPRISE  
代表取締役 吉田 哲哉

令和七年十一月二十六日  
茨城県つくば市吾妻一丁目一〇番地一つくばセントアービル一階

新設分割公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十七日であり、この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十一月二十六日  
東京都足立区綾瀬二丁目一番七号大常ビル

四〇三号室

代表社員 姚鵬輝

新設分割公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十一月二十六日  
東京都渋谷区広尾一丁目一〇番五号

アセントロボティクス株式会社  
代表取締役 久多良木健

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十六日  
東京都港区南青山二丁目二番一五号ワイン青山一三〇二

W.F.S. Import 合同会社  
代表社員 天野 稚子

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社伊勢

中川カントリークラブ(住所三重県津市一志町井生一七四三番地二)に対して当社の伊勢中川カン

トリーカラーブ事業に関する権利義務を承継させる

ことにしてしまったので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年十一月二十六日  
掲載頁 四頁

令和七年十一月二十六日  
茨城県常陸大宮市国長二四〇八番地の一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社社台

東京レジヤー開発株式会社  
代表取締役 中西 高之

令和七年十一月二十六日  
茨城県つくば市吾妻一丁目一〇番地一つくばセントアービル一階

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社社台

ファーム山元(本店・東京都港区六本木五丁目一七番九号)に対して当社の不動産の賃貸管理事業に關して当社の不動産の賃貸管理事業に關する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十六日  
東京都港区六本木五丁目一七番九号

有限会社台レー・スペース  
代表取締役 東 宏充

令和七年十一月二十六日  
茨城県つくば市吾妻一丁目一〇番地一つくばセントアービル一階

新設分割公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十一月二十六日  
東京都足立区綾瀬二丁目一番七号大常ビル

四〇三号室

代表社員 姚鵬輝

## 令和七年十一月二十六日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一號虎ノ門ヒルズステーションタワー一八階

Red Holdings株式会社  
代表取締役 池田 大輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四十六万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況については、確定した最終事業年度がありませんので、開示を行つておません。

令和七年十一月二十六日  
東京都中央区日本橋室町三丁目二番一號日青山

本橋室町三井タワー七階  
サノダイインセラピューティクス株式会社  
代表取締役 野々村和彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千十萬円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十六日  
東京都千代田区丸の内一丁目六番一號

本橋室町三井タワー七階  
サノダイインセラピューティクス株式会社  
代表取締役 野々村和彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千十萬円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十六日  
東京都千代田区丸の内一丁目六番一號

本橋室町三井タワー七階  
サノダイインセラピューティクス株式会社  
代表取締役 小島 亘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億四千円減少し、一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十九日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年七月二十五日  
掲載頁 一〇五頁(号外第一七〇号)

新設分割公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十一月二十六日  
東京都渋谷区広尾一丁目一〇番五号

アセントロボティクス株式会社  
代表取締役 久多良木健

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千四百三十四万九千九十六円減少し一千万円とすることにいたしました。

当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までに行使された場合、当該権利行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合させて減少し、その減少額全額をその他資本剩余金に振り替えることといたします。

株主総会の決議は、令和七年十二月二十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

効力発生日は令和七年十二月三十一日であり、

株主総会の決議は、令和七年十二月二十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月二十六日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

リビン・テクノロジーズ株式会社

代表取締役 川合 大無

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千四百九十八万八千円減少して一億円とし、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。また、

資本金の額の減少の効力が生ずる日までに、当社が発行している新株予約権の全部又は一部が行使された場合及び新株式が発行された場合には、当該権利行使に伴う株式発行及び新株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

株主総会の決議は、令和七年十二月二十五日に予定しております。

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十六億五千二百二十六万四千三百三十四円減少し一億五千万円とすることいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

株式会社 日刊工業新聞  
掲載日付 令和七年四月三十日  
掲載頁 四頁

令和七年十一月二十六日  
東京都千代田区永田町二丁目一一番一号  
デュボン・ジャパン・ホールディング株式会社  
代表取締役 大羽 隆元

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千万円減少し、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

株式会社 日刊工業新聞  
掲載日付 令和七年十一月二十六日  
掲載頁 二頁

令和七年十一月二十六日  
東京都千代田区丸の内一丁目九番二号  
株式会社 T G T ホールディングス  
代表取締役 水谷 謙作

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千万円減少し、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

株式会社 日刊工業新聞  
掲載日付 令和七年十一月二十六日  
掲載頁 二十一頁 富山 二十一頁

令和七年十一月二十六日  
東京都千代田区丸の内一丁目九番二号  
株式会社 T G T ホールディングス  
代表取締役 水谷 謙作

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円減少し、また、募集株式の発行により資本金の額が二億七千万円以上になることを条件として、一億九千万円も併せて減少するものとし（この場合における減少する資本金の額は二億七千万円となります）、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

株式会社 北陸中日新聞  
掲載日付 令和七年四月二十八日  
掲載頁 石川 二十一頁 富山 二十一頁

令和七年十一月二十六日  
東京都江東区辰巳三丁目八番五号  
株式会社 Mu-jin  
代表取締役 滝野 一征

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百二十万円減少し八百八十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

株式会社 日刊工業新聞  
掲載日付 令和七年十一月二十六日  
掲載頁 七頁

令和七年十一月二十六日  
大阪市天王寺区勝山二丁目二番一四号  
株式会社 広和印刷所  
代表取締役 上田 輝彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百三十五万円減少することにいたしました。ただし、減少する額の内、八十五万円を資本準備金、八百五十万円をその他

## 令和七年十一月二十六日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチビル  
ルズサウスタワー一六階 A M P - l i f t 株式会社

代表取締役 マルティン・シュタイ因  
掲載日付 令和七年十一月十三日  
掲載頁 二頁

令和七年十一月二十六日  
香川県三豊市高瀬町下勝間一八四一番地三  
株式会社 石井工商  
代表取締役 石井 洋二

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月一日を効力発生日とす

る東和アミューズメント株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

株式会社 日刊工業新聞  
掲載日付 令和七年八月六日  
掲載頁 七頁

令和七年十一月二十六日  
東京都港区新橋三丁目二〇番一號  
東和産業株式会社  
代表取締役 岸野 誠人

準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を二億一千六百八十七万四千三百六十七円減少し、それぞれ三百万元、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

株式会社 日刊工業新聞  
掲載日付 令和七年十月二十九日  
掲載頁 五十五頁 (号外第二四〇号)

令和七年十一月二十六日  
千葉県市川市八幡二丁目一六番一五号本八  
幡駅西口ビル  
代表取締役 岩澤 秀明

## この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

株式会社 日刊工業新聞  
掲載日付 令和七年十一月十三日  
掲載頁 二頁

令和七年十一月二十六日  
香川県三豊市高瀬町下勝間一八四一番地三  
株式会社 石井工商  
代表取締役 石井 洋二

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月一日を効力発生日とす

る東和アミューズメント株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

株式会社 日刊工業新聞  
掲載日付 令和七年八月六日  
掲載頁 七頁

令和七年十一月二十六日  
東京都港区新橋三丁目二〇番一號  
東和産業株式会社  
代表取締役 岸野 誠人

準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を二億一千六百八十七万四千三百六十七円減少し、それぞれ三百万元、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

株式会社 日刊工業新聞  
掲載日付 令和七年十月二十九日  
掲載頁 五十五頁 (号外第二四〇号)

令和七年十一月二十六日  
千葉県市川市八幡二丁目一六番一五号本八  
幡駅西口ビル  
代表取締役 岩澤 秀明

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を十三億三千六百五十万円、資本準備金の額を二十億円減少し、それぞれ一億円、十四億五千二百五十六万三千九百九十九円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年4月30日

令和7年11月26日  
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が  
関ビルディング三階  
代表取締役 パンプージャパン株式会社  
ティ  
ピタックティーラタム・二  
バンプージャパン株式会社  
ティ

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を六億二十九万九千四百円、資本準備金の額を六億二十九万九千四百円減少し、また、令和七年十月二十日から令和七年十二月三十日までの日を払込期日又は払込期間の末日とする株式の発行があつた場合には、資本金及び資本準備金の額を当該株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分それぞれ減少し、さらに、当社が発行している新株予約権が令和七年十月二十日から令和七年十一月三十日までの期間に行使された場合には、資本金及び資本準備金の額を当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金及び資本準備金と同額分を合わせて減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 千葉日報

掲載の日付 令和7年9月24日

掲載頁 十七頁

令和7年11月26日

東京都文京区本郷七丁目三番一号

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を一億五千万八千三百七十円、資本準備金の額を八億五千六百二十四万六千五百二十円減少することにいたしました。また、資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力が生

ずる日までに、新株式が発行された場合には、当該新株式が発行されることにより増加する資本金及び資本準備金の額と同額分をあわせて減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和7年4月28日

掲載頁 四十八頁(号外第九十五号)

令和7年11月26日  
東京都千代田区神田錦町二丁目二番一号  
アスター・ミュー・ゼイ株式会社  
代表取締役 永井 歩  
ピタックティーラタム・二  
バンプージャパン株式会社  
ティ

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を三億一千二百十一万円、資本準備金の額を三億一千二百十一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年6月2日

掲載頁 九十二頁(号外第一二二号)

掲載の日付 令和7年11月26日

掲載頁 九十二頁(号外第一二二号)

東京都港区高輪三丁目一一番三号イハラ高輪ビル  
代表取締役 唐澤 将  
イハラサイエンス株式会社

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を金一億六一九三万八六〇円、資本準備金の額を金九億九〇二六万五四七〇円、それぞれ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年6月2日

掲載頁 九十二頁(号外第一二二号)

掲載の日付 令和7年11月26日

掲載頁 九十二頁(号外第一二二号)

東京都港区六本木六丁目一〇番一号  
代表取締役 サイモン・ゲロヴィッチ  
株式会社メタプラネット

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を金一億六一九三万八六〇円、資本準備金の額を金九億九〇二六万五四七〇円、それぞれ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年6月2日

掲載頁 九十二頁(号外第一二二号)

掲載の日付 令和7年11月26日

掲載頁 九十二頁(号外第一二二号)

東京都渋谷区道玄坂一丁目一一番二号  
代表取締役 辻 侑吾  
株式会社ABCash Technology

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を九億七千五百三万四千五百円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。また、かかる資本金の額の減少の効力が生じることを条件に、資本準備金の額を二十億七万八百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 千葉日報

掲載の日付 令和7年9月24日

掲載頁 十七頁

掲載の日付 令和7年11月26日

掲載頁 五頁

シンクサイテ株式会社  
代表取締役 勝田和一郎

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を一億五千万八千三百七十円、資本準備金の額を八億五千六百二十四万六千五百二十円減少することにいたしました。また、資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力が生

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二千四百七十八億七千七百五十七万六千八百二十七円、資本準備金の額を二千五百五十五億四千百八十四万八千四百五円減少し、それぞれ一円及び〇円とすることにいたしました。ただし、募集株式の発行又は当社が発行している新株予約権の行使により資本金及び資本準備金の額が減少の効力を生ずる日までに資本金及び資本準備金の額が増加した場合は、当該募集株式の発行又は新株予約権の行使により増額した資本金及び資本準備金の額と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金及び資本準備金の額をそれぞれ一円及び〇円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和7年4月28日

掲載頁 九十二頁(号外第一二二号)

東京都千代田区神田錦町二丁目二番一号  
アスター・ミュー・ゼイ株式会社  
代表取締役 永井 歩  
ピタックティーラタム・二  
バンプージャパン株式会社  
ティ

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を三億一千二百十一万円、資本準備金の額を三億一千二百十一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年6月2日

掲載頁 九十二頁(号外第一二二号)

掲載の日付 令和7年11月26日

掲載頁 九十二頁(号外第一二二号)

東京都港区六本木六丁目一〇番一号  
代表取締役 サイモン・ゲロヴィッチ  
株式会社メタプラネット

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を金一億六一九三万八六〇円、資本準備金の額を金九億九〇二六万五四七〇円、それぞれ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年6月2日

掲載頁 九十二頁(号外第一二二号)

掲載の日付 令和7年11月26日

掲載頁 九十二頁(号外第一二二号)

東京都港区六本木六丁目一〇番一号  
代表取締役 サイモン・ゲロヴィッチ  
株式会社メタプラネット

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を金一億六一九三万八六〇円、資本準備金の額を金九億九〇二六万五四七〇円、それぞれ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年6月2日

掲載頁 九十二頁(号外第一二二号)

掲載の日付 令和7年11月26日

掲載頁 九十二頁(号外第一二二号)

東京都港区六本木六丁目一〇番一号  
代表取締役 サイモン・ゲロヴィッチ  
株式会社メタプラネット

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を九億七千五百三万四千五百円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。また、かかる資本金の額の減少の効力が生じることを条件に、資本準備金の額を二十億七万八百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年9月24日

掲載頁 十七頁

掲載の日付 令和7年11月26日

掲載頁 五頁

シンクサイテ株式会社  
代表取締役 勝田和一郎

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を一億五千万八千三百七十円、資本準備金の額を八億五千六百二十四万六千五百二十円減少することにいたしました。また、資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力が生

**令和7年11月26日**

神奈川県藤沢市村岡東二丁目二六番一号  
株式会社リボルナバイオサイエンス  
代表取締役 富士 晃嗣

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和7年4月28日

掲載頁 八十七頁(号外第二四三号)

岐阜県飛騨市古川町五番二四号  
飛驒古川駅東開発株式会社  
代表取締役 田端 一盛

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和7年11月26日

掲載頁 八十七頁(号外第二四三号)

岐阜県飛騨市古川町五番二四号  
飛驒古川駅東開発株式会社  
代表取締役 田端 一盛

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和7年11月26日

掲載頁 八十七頁(号外第二四三号)

岐阜県飛騨市古川町五番二四号  
飛驒古川駅東開発株式会社  
代表取締役 田端 一盛

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和7年11月26日

掲載頁 八十七頁(号外第二四三号)

岐阜県飛騨市古川町五番二四号  
飛驒古川駅東開発株式会社  
代表取締役 田端 一盛

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和7年11月26日

掲載頁 八十七頁(号外第二四三号)

岐阜県飛騨市古川町五番二四号  
飛驒古川駅東開発株式会社  
代表取締役 田端 一盛

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和7年11月26日

掲載頁 八十七頁(号外第二四三号)

岐阜県飛騨市古川町五番二四号  
飛驒古川駅東開発株式会社  
代表取締役 田端 一盛

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和7年11月26日

掲載頁 八十七頁(号外第二四三号)

岐阜県飛騨市古川町五番二四号  
飛驒古川駅東開発株式会社  
代表取締役 田端 一盛

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和7年11月26日

掲載頁 八十七頁(号外第二四三号)

岐阜県飛騨市古川町五番二四号  
飛驒古川駅東開発株式会社  
代表取締役 田端 一盛

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和7年11月26日

掲載頁 八十七頁(号外第二四三号)

岐阜県飛騨市古川町五番二四号  
飛驒古川駅東開発株式会社  
代表取締役 田端 一盛

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和7年11月26日

掲載頁 八十七頁(号外第二四三号)

岐阜県飛騨市古川町五番二四号  
飛驒古川駅東開発株式会社  
代表取締役 田端 一盛

## 定款変更につき通知公報

当社は、令和七年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公報します。

令和七年十一月二十六日

宮城県石巻市松並一丁目一四番五号

代表取締役 浅野 辰之

宮城ヤンマー株式会社

## 定款変更につき通知公報

当社は、令和七年十二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公報します。

令和七年十一月二十六日

茨城県龍ヶ崎市佐貫町五五五番地一

代表取締役 寺田 誠

## 定款変更につき通知公報

当社は、令和七年十二月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公報します。

令和七年十一月二十六日

島根県松江市八雲町東岩坂九六五番地一

朝日生コンクリート工業株式会社

## 定款変更につき通知公報

当社は、令和八年一月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公報します。

令和七年十一月二十六日

徳島県吉野川市鴨島町上浦四〇〇番一号

コロナ工業株式会社

## 株式交換につき通知公報

左記会社は株式交換により乙はその発行済株式の全部を甲に取得させ、甲はこれを取得することにいたしましたので公報します。

令和七年十一月二十六日

大阪府大阪市福島区野田二丁目一四番一〇号

(甲) 株式会社セントラルサポート

代表取締役 荘田 芳明

大阪府大阪市福島区野田二丁目一四番一〇号

(乙) 中央フレードサービス株式会社

代表取締役 荘田 芳明

## 株式移転につき株券提出公報

当社は、株式会社大末1897を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である、令和八年一月七日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月二十六日

大阪市天王寺区上本町六丁目九番二二号

代表取締役 今西 良介

株式会社今西組

## 外国会社の全ての日本における代表者の退任公報

当社の全ての日本における代表者であるズセカワセイコが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年十一月二十六日

埼玉県北葛飾郡杉木町高野台南二丁目一三番地

F i n a n c e w i t h H a n a k o L L C

## 日本における代表者 スズカワセイコ

当社の全ての日本における代表者の退任公報

当社の全ての日本における代表者である姜顕雄が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十六日

東京都荒川区東日暮里五丁目四九番八一二〇一

株式会社オーディナリー・デバイシス

## 日本における代表者 姜顕雄

右被相続人は令和七年八月八日死亡し、その相続人らは令和七年十一月十四日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十一月二十六日

岐阜県各務原市鵜沼各務原町二丁目一一四番地一

相続財産清算人 浅原 真由

## 外回国会社の全ての日本における代表者の退任公報

当社の全ての日本における代表者である姜顕雄が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十六日

東京都荒川区東日暮里五丁目四九番八一二〇一

株式会社オーディナリー・デバイシス

## 日本における代表者 姜顕雄

右被相続人は令和七年十一月六日水戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十一月二十六日

兵庫県三田市西山一丁目一〇一一一三〇

相続財産清算人 前谷 京

## 限定承認公報

右被相続人は令和七年六月十二日死亡し、その相続人は令和七年十一月六日水戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十一月二十六日

右被相続人は令和七年六月十二日死亡し、その相続人は令和七年十一月六日水戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十一月二十六日

兵庫県三田市西山一丁目一〇一一一三〇

相続財産清算人 前谷 京

## 限定承認公報

右被相続人は令和七年六月二十一日死亡し、その相続人は令和七年十一月十一日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十一月二十六日

東京都中央区新川二丁目二七番一号

城南島施設開発特定目的会社 取締役 在原 博

## 优先資本金の額の減少公報

当社は、优先資本金の額を七千二百万円減少し、十三億一千五百五十万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年十二月二十九日です。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十六日

大阪市中央区備後町三丁目一番八号

代表取締役 郷原 文弘 小泉株式会社

## 一、処分する株式の種類及び数 普通株式三十万株

当社は、自己株式の処分につき、令和七年十一月六日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公報します。

令和七年十一月二十六日

右被相続人は令和七年一月二十五日死亡し、その相続人は令和七年十一月六日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお請求の申し出をして下さい。右期間内にお申出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十一月二十六日

神奈川県横浜市緑区長津田一一二一一二一三〇二 相続財産清算人 篠田由紀子

代表取締役 今西 良介

## 限定期承認公報

右被相続人は令和七年八月八日死亡し、その相続人らは令和七年十一月十四日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十一月二十六日

岐阜県各務原市鵜沼各務原町二丁目一一四番地一

相続財産清算人 浅原 真由

## 限定期承認公報

右被相続人は令和七年八月八日死亡し、その相続人らは令和七年十一月十四日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十一月二十六日

岐阜県各務原市鵜沼各務原町二丁目一一四番地一

相続財産清算人 浅原 真由

## 優先資本金の額の減少公報

当社は、優先資本金の額を七千二百万円減少し、十三億一千五百五十万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年十二月二十九日です。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十六日

大阪市中央区新川二丁目二七番一号

代表取締役 郷原 文弘 小泉株式会社

## 三、払込期日 令和八年一月二十日

当社は、自己株式の処分につき、令和七年十一月六日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公報します。

令和七年十一月二十六日

宮崎市橋通東三丁目一番一号

株式会社ユニオントーコート

代表取締役 志多 宣彦

## 自己株式の処分に関する取締役会決議公報

当社は、自己株式の処分につき、令和七年十一月六日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公報します。

令和七年十一月二十六日

大阪市中央区新川二丁目二七番一号

代表取締役 小泉従業員持株会

## 四、処分予定先 小泉従業員持株会

以上

大阪市中央区備後町三丁目一番八号

代表取締役 郷原 文弘 小泉株式会社

## 三、払込期日 令和八年一月二十日

当社は、自己株式の処分につき、令和七年十一月六日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公報します。

令和七年十一月二十六日

東京都港区六本木六丁目一〇番一號

株式会社メタブランケット

代表取締役 サイモン・ゲロヴィッチ

## 取消公告

令和七年十一月二十六日

東京都港区六本木六丁目一〇番一號

株式会社メタブランケット

代表取締役 在原 博

## 取消公告

令和七年十一月二十六日

山口県下関市あるかばーと四番一号

株式会社下関ホテルマネジメント

代表取締役 的場 健生